新規上場申請のための有価証券報告書

（Ｉの部）

株式会社いつも

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　宮原　幸一郎　殿
【提出日】	2020年11月16日
【会社名】	株式会社いつも
【英訳名】	itsumo.inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　坂本　守
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
【電話番号】	03-4580-1365
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 管理本部長　杉浦　通之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
【電話番号】	03-4580-1365
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 管理本部長　杉浦　通之

目　　次

頁

第一部 【企業情報】…… 1
　第１ 【企業の概況】…… 1
　　１ 【主要な経営指標等の推移】…… 1
　　２ 【沿革】…… 3
　　３ 【事業の内容】…… 4
　　４ 【関係会社の状況】……11
　　５ 【従業員の状況】……11
　第２ 【事業の状況】……12
　　１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】……12
　　２ 【事業等のリスク】……15
　　３ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】……20
　　４ 【経営上の重要な契約等】……25
　　５ 【研究開発活動】……25
　第３ 【設備の状況】……26
　　１ 【設備投資等の概要】……26
　　２ 【主要な設備の状況】……26
　　３ 【設備の新設、除却等の計画】……26
　第４ 【提出会社の状況】……27
　　１ 【株式等の状況】……27
　　２ 【自己株式の取得等の状況】……35
　　３ 【配当政策】……35
　　４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】……36
　第５ 【経理の状況】……49
　　１ 【財務諸表等】……50
　第６ 【提出会社の株式事務の概要】……84
　第７ 【提出会社の参考情報】……85
　　１ 【提出会社の親会社等の情報】……85
　　２ 【その他の参考情報】……85
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】……86

頁
第三部 【特別情報】……87
第１ 【連動子会社の最近の財務諸表】……87
第四部 【株式公開情報】……88
第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】……88
第２ 【第三者割当等の概況】……89
１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】……89
２ 【取得者の概況】……91
３ 【取得者の株式等の移動状況】……93
第３ 【株主の状況】……94

監査報告書 ……巻末

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2015年12月	2016年12月	2017年12月	2019年３月	2020年３月
売上高	（千円）	841,500	1,055,090	2,282,705	4,404,052	5,261,614
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	9,897	△17,543	21,351	80,677	198,165
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△4,357	△18,539	3,955	69,682	143,910
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	10,000	10,000	11,500	11,500	11,500
発行済株式総数	（株）	200	200	230	230	230,000
純資産額	（千円）	△24,156	△42,696	△37,240	32,442	176,352
総資産額	（千円）	576,322	899,272	1,096,055	1,627,523	2,260,370
１株当たり純資産額	（円）	△120,783.30	△213,480.21	△161,915.53	7.05	38.34
１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）	（円）	―（―）	―（―）	―（―）	―（―）	―（―）
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△21,789.43	△92,696.91	19,680.29	15.15	31.28
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（％）	△4.2	△4.7	△3.4	2.0	7.8
自己資本利益率	（％）	―	―	―	―	137.8
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（％）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	32,756	234,814
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△197,269	△50,661
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	184,652	346,140
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	―	481,410	1,011,703
従業員数〔ほか、平均臨時雇用者数〕	（名）	65〔1〕	81〔2〕	107〔21〕	130〔19〕	147〔35〕

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第９期、第10期、第11期及び第12期は、潜在株式が存在しないため、また第13期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
５．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
６．１株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
７．自己資本利益率については、第９期及び第10期は当期純損失が計上されているため、また、第９期から第12期は期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

８．第９期、第10期及び第11期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
９．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。また従業員数には、執行役員５名を含んでおりません。
10. 2018年12月３日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を12月31日から３月31日に変更しております。したがって、第12期は2018年１月１日から2019年３月31日までの15か月間となっております。
11. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第９期、第10期及び第11期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2019年８月９日付で株式１株につき1,000株、2020年９月４日付で株式１株につき20株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2019年８月９日付で株式１株につき1,000株、2020年９月４日付で株式１株につき20株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第９期、第10期及び第11期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2015年12月	2016年12月	2017年12月	2019年３月	2020年３月
１株当たり純資産額	（円）	△6.04	△10.67	△8.10	7.05	38.34
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△1.09	△4.63	0.98	15.15	31.28
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	―
１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）	（円）	―（―）	―（―）	―（―）	―（―）	―（―）

2 【沿革】

当社は、2007年東京都千代田区においてEC支援を目的とする会社として創業いたしました。

当社設立以後の当社グループに係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2007年２月	東京都千代田区において、当社設立
	ECコンサルティングサービスの提供開始
2007年10月	本社を東京都港区芝に移転
2007年12月	ECサイトデザイン制作サービス（現　マーケティング・クリエイティブ（注）１．）の提供開始
2010年７月	本社を東京都港区芝浦に移転
2011年７月	楽天市場出店企業向けにECマーケティング支援サービス（現　ECコンサルティング（注）１．）の提供開始
2012年４月	Yahoo!ショッピング出店企業向けにECマーケティング支援サービス（現　ECコンサルティング）の提供開始
2012年６月	ECサイト運営オペレーション支援サービス（現　ECコンサルティング）の提供開始
2013年６月	本社を東京都港区三田に移転
2013年10月	フルフィルメントサービス（現　ECフルフィルメント（注）１．）の提供開始
2013年11月	Amazon出店企業向けにECマーケティング支援サービス（現　ECコンサルティング）の提供開始
2015年３月	本社を東京都港区六本木に移転
2016年３月	中国向け越境EC（注）２．サービス（現　ECビジネスパートナー（注）１．）の提供開始
2016年８月	ブランドメーカーD2C（注）３．事業支援サービス（ECビジネスパートナー）の提供開始
2018年５月	本社を東京都千代田区へ移転
2019年２月	中国に上海常常商貿有限公司を100%子会社として設立（非連結子会社）
2019年11月	ロシア郵便と共同事業として、ロシア郵便が運営する越境ECサイト「kupiJapan」における日本ブランド商品の販売を開始
2020年８月	ECビックデータ（注）１．の提供開始

（注）１．各サービスの内容につきましては「第１　企業の概況　３　事業の内容」をご参照ください。

２．国を越えて商品やサービスの売買を行う電子商取引の総称であります。

３．Direct to Consumerの略称で、自社で企画・製造した商品を直接ユーザーに届けるビジネス形態のことをいいます。

3 【事業の内容】

当社は、「日本の未来をECでつくる」をミッションとして掲げ、ブランドメーカーのEC事業を総合支援するサービスを提供しています。EC市場の成長やD2Cの流れが加速し、メーカーがデジタル化やEC事業への参入、強化をしている中、当社はブランドメーカーに対する支援を行っています。

当社は、ECワンプラットフォーム単一事業であり、セグメント情報を記載しておりませんが、（１）ECマーケットプレイスサービスと（２）ECマーケティングサービスの２つのサービスを展開しております。ECマーケティングサービスは創業時より提供を行っており、取引先のEC事業参入・成長や課題解決のためのEC戦略から実行支援までを行ってまいりました。当該ECマーケティングサービスで培ったノウハウと実績を元に、フルフィルメント（物流・カスタマーサービス）、ブランドメーカーのD2C事業支援サービスの提供を順次開始し、大手企業の保有するブランドのEC事業を一括で代行するECマーケットプレイスサービスを展開しております。

（１）事業の特徴

当社の事業の特徴は、①EC戦略の立案から、サイトの構築・運営、デジタルマーケティング、カスタマーサービス、倉庫保管、フルフィルメントまで、ECバリューチェーンのあらゆる側面を支援していること、②国内最大のECプラットフォームであるAmazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングから自社ECサイトまで複数のECプラットフォームに対応してサービスを提供していること、③化粧品、日用品、食品、家電、ベビー、インテリア、ペット、アパレルなど多業種カテゴリのブランドメーカー企業を支援していることであります。

当社は、取引先のEC事業への参入障壁及び各課題を解消し、主要ECプラットフォームから自社ECまで含めたEC事業を総合支援するサービスを展開しており、以下のような特徴があると考えております。

① ECバリューチェーンのあらゆる側面を支援しているワンストップなビジネスモデル

EC事業を行う上で必要な、EC戦略コンサルティング、サイトの構築・運営、デジタルマーケティング、カスタマーサービス、倉庫保管、フルフィルメントまで幅広く各種サービス展開することで取引先ごとのニーズに合わせたサービス提供を可能としています。具体的には、EC事業を成長させたい企業にはECコンサルティングで支援し、EC事業のリソース・体制が課題となる企業にはマーケティング・クリエイティブで支援するなど、企業の課題に応じた複数のサービスを用意しております。EC戦略から業務代行までサービスをスピーディーに提供できるという点が当社の特徴となっております。

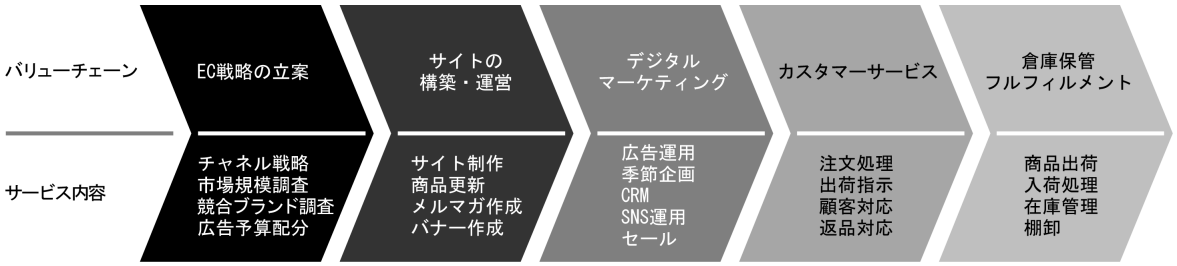

② 複数のECプラットフォームに対応したEC支援により、効果的かつ実践的な支援が可能

当社は、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングなど主要ECプラットフォーム出店企業が取引先構成の多くを占めており、ECプラットフォームごとに必要となる個別のEC戦略、マーケティング、広告、デザイン、物流などの実践的ノウハウ・実行力を背景としたサービスを提供できることが当社の強みです。１つのECプラットフォーム支援から、別のECプラットフォーム支援での追加契約に繋げることで、一取引先の複数サービス利用を実現しております。EC市場の成長はECプラットフォーム市場の成長が牽引しており、今後もECプラットフォームに出店する企業への支援サービスは高い成長を見込んでいます。

③　様々な商材に対応した支援ノウハウ・体制があるため、商材に合わせた支援が可能

商材ごとに最適な販売・マーケティング手法は異なります。取引先は、商材に合わせた知見・ノウハウを有する支援企業を求めておりますが、当社では創業以来のノウハウ・事例の蓄積により、こうしたニーズに対応することが可能です。具体的には、定期的に購入するリピーターへの対応や物流の管理体制、出荷のオペレーションを商材ごとに最適化する対応を行っております。

④　早期人材育成の体制

ECプラットフォームごとに、消費者のEC購買データを蓄積し、当社のサービス提供に活用できる形でシステム化し、取引先の売上を向上させるノウハウを体系化することで、マーケティング支援業務を自動化・効率化しています。また、ECビッグデータを活用してECコンサルティング業務で精緻な予測・計画を提示しています。これらの自動化・効率化の施策により、EC専門人材の早期育成を可能にしています。

（2）ECマーケットプレイスサービス

ブランドメーカーとのEC分野での販売契約に基づき、国内、海外の最適なプラットフォームで販売を支援します。具体的には、「ECビジネスパートナー」と「ECフルフィルメント」の２つのサービス区分で構成されており、主として大手企業向けのサービスであります 。

①　ECビジネスパートナー（D2C事業支援）

本サービス区分は、ブランドメーカーのD2Cを総合支援するサービスであり、主にブランドメーカー企業を対象としています。ブランドメーカーの公式ECビジネスパートナーとなることで、EC戦略・販売計画の策定、デジタルマーケティング、サイト構築・運営、在庫最適化、カスタマーサービス、倉庫保管・物流までの業務を当社が一気通貫で支援しております。当社はブランドの公式ECサイト運営会社となり、ブランドメーカーから商品を仕入れ、公式ECサイトにて消費者に商品を直接販売しております。

また、日本のブランドメーカーの海外進出もサポートしており、海外越境ECへの出店や小売事業者への卸売サービスも提供しています。ECビジネスパートナーの主な収益は、ブランドメーカーの公式ECサイトでの販売における消費者に対する売上であり、原価には、販促費や商品原価、物流費、ECプラットフォームへの手数料支払などの運営コスト等が含まれております。

本サービス区分における主な特徴は、以下のとおりです。

ａ．ブランドメーカーがD2Cへ早期参入できるビジネスモデル

ブランドメーカーのD2C拡大を背景に、ブランドメーカーのD2C参入が一層見込まれますが、大手ブランドメーカー企業にとってD2Cへの参入には様々な高い参入障壁があります。具体的な参入障壁としては、基幹システムへの連携、在庫処理ルール・物流出荷フロー・情報システムの変更、個人情報の取扱い強化、従来のブランドメーカー組織にない新たな部門設置や多数のルール変更、多額の投資や参入までの長い期間などが挙げられます。この参入障壁を早期に克服するために、当社がECビジネスパートナーとして、EC販売事業を構築から運営・物流まで一括で行う体制をつくり、消費者に向けて直接販売するビジネスモデルを構築しています。これにより、ブランドメーカーは、短期間かつ少ない初期投資でECビジネスに参入することが可能となります。

ｂ．ブランドイメージを重視するECマーケティング手法

当社では、ブランドの世界観を表現するECサイトのデザイン制作、優良な商品レビューを溜めることで安心して買い物できるECサイト運営、公式ECサイト専売商品の企画・開発、消費者がリピート購入する仕組みなどを駆使し、当社ならではのECマーケティングを行っております。これにより、ブランドメーカーのブランドイメージを重視したEC事業運営が可能となっております。

ｃ．ブランドメーカーと共にブランドを長期的に育成する強い関係性

当社は、ブランドメーカーのブランド公式ECサイトの運営を通じて消費者に直接販売しており、ブランド価値の維持・向上に努めております。当社は、ブランドメーカーとのコミュニケーションを重視し、ブランドメーカーと共にブランドを育成するパートナーであると考えており、ブランドの成長とともに当社

運営の公式ECサイトも成長するという関係性にあります。

ｄ．越境ECで海外に向けた販売ニーズにも対応

中国向けの越境ECをはじめ、ロシア郵便との共同事業としてロシア向け越境ECサイト、タイ郵便との共同事業としてタイ郵便越境ECサイト、東南アジア向け越境EC「Shopee」など、海外ECプラットフォームと業務提携をしており、取引先が越境ECビジネスへの新規参入する際に早期に対応することが可能となっております。

② ECフルフィルメント

当社は、EC専用のカスタマーサービス、倉庫保管・物流サービスを提供しております。日本全国10社、16拠点の委託先物流企業をネットワーク化しており、消費エリアに近い場所に物流拠点を置くことで配送スピードを早め、コスト低下につなげる他、商材特徴に合わせたフルフィルメントを実現しています。また、消費者の購入体験を向上するための、通販サイズ専用箱の企画や、消費者の注文条件ごとに同梱物を入れ替えたり、スピードお届けを実現するための関東・関西２拠点配送なども行っています。

ECフルフィルメントの主な利益は、物流の取扱数に取引先との契約単価を乗じた売上に対して、原価（倉庫保管費や出荷費などの運営コスト）を差し引いた差額となります。

本サービス区分における主な特徴は、以下のとおりです。

ａ．複数ECプラットフォーム・自社ECカート対応のバックヤード運営

当社は、複数のECプラットフォーム（Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング等）や自社ECカート（※）に対応したECサイトのバックヤード運営を行っております。

具体的には、システム企画設計（入出荷業務フローの要件定義、倉庫管理システムや受注管理システムのシステム企画）、運用初期対応（商品マスタ登録、受注管理システム設定）、日常運用（商品入荷、商品保管・出荷、棚卸・在庫報告、受注処理、電話メールでの消費者対応）を代行しております。

※自社ECカート：ECの注文処理をするソフトウェアサービスで、futureshop、Shopify、MakeShop、Ｅストアーなどのことであります。

ｂ．最新のEC物流倉庫サービスの提供

当社は、ネットワーク化した物流倉庫委託先企業に対して、設備や人員の分析を行い、オペレーションノウハウの提供とEC物流専用の倉庫管理システム・受注管理システムの導入を行い、効率的なオペレーションを構築しています。これにより、取引先は、最新のEC物流倉庫サービスを利用することができます。

ｃ.業種別にマッチしたEC物流倉庫サービスの提供

当社は化粧品、アパレル、食品など、特性の異なる商材ごとに最適化した倉庫をネットワーク化しています。これにより、取引先は、商材にあったEC物流倉庫サービスを利用することが可能となっております。

d. 消費者体験を高める物流サービス

当社は、物流コストを低減するための通販サイズ専用箱の企画・製造や、消費者の満足度を高めるために注文ごとに同梱物を入れ替えるCRM物流、早期出荷を実現する関西と関東２拠点での保管・出荷対応など大手物流企業では難しい物流サービスを提供し、消費者の満足度の向上を実現しております。今後、ブランドメーカーが消費者体験を高める上で、消費者中心の物流体制を構築することは重要な要素であると考えております。

ECマーケットプレイスサービスの事業系統図

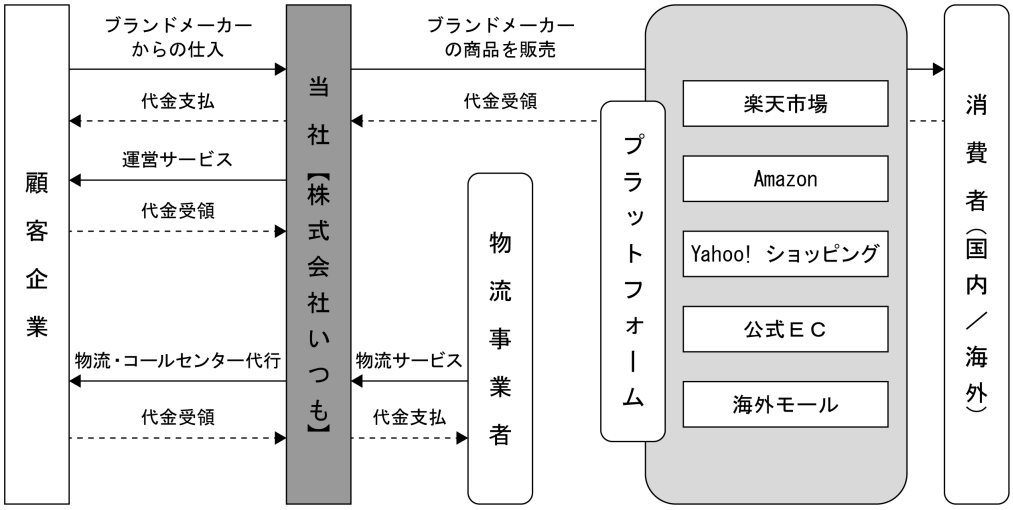

（3）ECマーケティングサービス

ECマーケティングサービスでは、EC未出店、出店中を問わず、大手企業から中小企業まで、取引先の個別課題・ニーズに合わせて、国内の主要ECプラットフォーム・自社ECサイトにおける、マーケティング・コンサルティング、デザイン、サイト運営等のEC業務をサポートし、取引先のEC戦略の実行を支援します。具体的には、当社コンサルタントが取引先のサイト運営状況を分析し、売上拡大のためのアドバイスをする「ECコンサルティング」、ECサイト構築・広告運用・制作を代行する「マーケティング・クリエイティブ」、Amazon、楽天市場での市場規模、販売数予測、検索占有率データ等を提供し改善アドバイスをする「ECビッグデータ」で構成されます。

本サービスの収益は、契約期間に応じた安定的な収益であるストック売上高（※）と、クリエイティブ支援等において発生する一時的な収益であるショット売上に区分されます。ストック売上の契約期間は、原則として6ヶ月から12ヶ月間で、安定的な収益を見込むことができる積み上げ型のビジネスモデルとなっており、2020年3月期のECマーケティングサービス売上高に占めるストック売上高の割合は、86.4%となっています。

また、本サービスはオンラインでの対応も可能となっており、全国各地のお客様にサービスの提供が可能となっております。

※ストック売上高：ECマーケティングサービスにおける売上高のうち、継続契約を締結している取引先に係る売上高を指しております。当該ストック売上高には、従量課金による売上高も含まれております。

① ECコンサルティング

当社では、販売実績の成果の出やすい「いつも．式ECコンサルティング」を、EC事業を熟知した自社のECコンサルタントが提供しております。ECプラットフォームごとに、「Amazonコンサルティング」、「楽天鉄則コンサルティング」、「Yahoo!ショッピング鉄則コンサルティング」、「自社EC鉄則コンサルティング」、「大手企業向けオーダーメイドコンサルティング」のプランを提供しております。

本サービス区分における主な特徴は、以下のとおりです。

ａ．体系化された独自のメソッドに基づくECコンサルティング

「いつも．式ECコンサルティング」はAmazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング、自社ECサイトごとに約100～300項目のチェックリスト・マニュアルなどで体系化され、安定した品質のコンサルティングサービスを提供しております。そのノウハウについてはITテクノロジーを活用して常にアップデートを行っており、プラットフォームの変化や市場環境変化にタイムリーに適応しています。

b．大手企業向けのオーダーメイド型ECコンサルティング

大手企業案件等については、当社の経験豊富なコンサルタントが対応することで、スピーディーかつ高品質なECビジネス運営の実現を支援しております。「ECビジネスパートナー」においても、企業のニーズに応じたオーダーメイド型コンサルティングが活かされています。

c．EC購買ビッグデータを活用したECコンサルティング

当社がこれまで支援してきた案件で蓄積した豊富な購買データと、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング、自社ECサイトの主要ECプラットフォームのデータを活用し、推計市場規模や市場シェアなどを提示しながら精緻なECコンサルティングを行っています。

d．取引先とのコミュニケーションを重視した提案型のECコンサルティングを実施

当社は、取引先との契約時に目標の売上高、市場シェア、広告効果などのKPIを設定してから、ECコンサルティングを実施します。当社は、取引先の特性や戦略、商材などによって最適なKPI数字を設定する豊富なノウハウを保有しており、取引先とのコミュニケーションを重視した提案型のECコンサルティングを実施しております。

② マーケティング・クリエイティブ

当社では、EC事業に必須のマーケティング（広告運用、SNS、検索対策）、デザイン（サイト構築、サイト運用、バナー作成・設置、商品登録等）に関する業務支援サービスをワンストップで提供しております。

ECプラットフォームごとのマーケティング支援として「Amazonマーケティング代行」、「楽天マーケティング代行」、「Yahoo!ショッピングマーケティング代行」、「自社ECマーケティング代行」のプランを、クリエイティブ支援として「ECサイト制作・運営代行・SUGOUDE」のプランを提供しております。本サービスの主な収益は、契約期間に応じて当社が安定的に受領できるストック売上と、クリエイティブ支援等において発生する一次的な収益であるショット売上に区分されます。

本サービス区分における主な特徴は、以下のとおりです。

ａ．ECプラットフォームごとに合わせたマーケティング・クリエイティブ支援

マーケティング支援では、頻繁に変更されるAmazon・楽天市場・Yahoo!ショッピング、自社ECサイトでの広告仕様、イベント仕様や各種アルゴリズムをスピーディーに収集し、ITテクノロジーを活用し、広告運用・検索対策に反映しています。クリエイティブ支援では、プラットフォームごとの異なる仕様に対応可能なwebディレクターやwebデザイナーが多数在籍しております。そのため、バナー制作・設置、キャンペーン設定、特集・企画ページ制作、商品ページ制作等のサービスを安定して受託することができます。

ｂ．複雑なECオペレーションの運営が可能な仕組み、及び人員体制

EC事業では、日々、複雑な業務を頻繁に、かつスピーディーに行う必要があります。当社は、販売企画立案、マーケティング、デザイン・撤去、評価・分析を一貫して行うことができます。また、定期的に発生する業務、具体的には月次数値集計やマーケティング・広告最適化、キャンペーン対応の自動化などITテクノロジーを活用した業務効率化を行っております。セールやキャンペーンなどの繁忙期においても、当社は経験豊富な人材を多数抱えており、安定したリソース提供を実施しております。

③ ECビッグデータ

取引先がECビジネスを成功させる上で、客観的なデータを活用したマーケティング活動、販売計画の策定は重要な要素となります。取引先のAmazon、楽天市場での市場規模、販売数予測、商品レビュー分析データ、検索キーワードなどのデータを提供するサービスが「ECビッグデータ」であります。

本サービス区分における主な特徴は、以下のとおりです。

ａ．自社開発システムを駆使したデータ提供

自社開発システムを駆使して得られる、Amazon、楽天市場での市場規模、販売数予測、商品レビュー分析データ、検索キーワード、CRMデータ、併買情報、販売価格データ、検索順位データ、商品ごとの売場占有率、広告表示率などのデータを提供します。これらのデータは、取引先のマーケティング戦略、広告戦略、商品開発に活用されています。

ｂ．当社主要サービスの基盤データ

「ECビッグデータ」から得られる市場・顧客データは、当社の主要サービスの基盤となり、「ECコンサルティング」「マーケティング・クリエイティブ」のみならず、「ECマーケットプレイスサービス」においても活用されており、当社全体の売上拡大に貢献するデータとなります。

ECマーケティングサービスの事業系統図

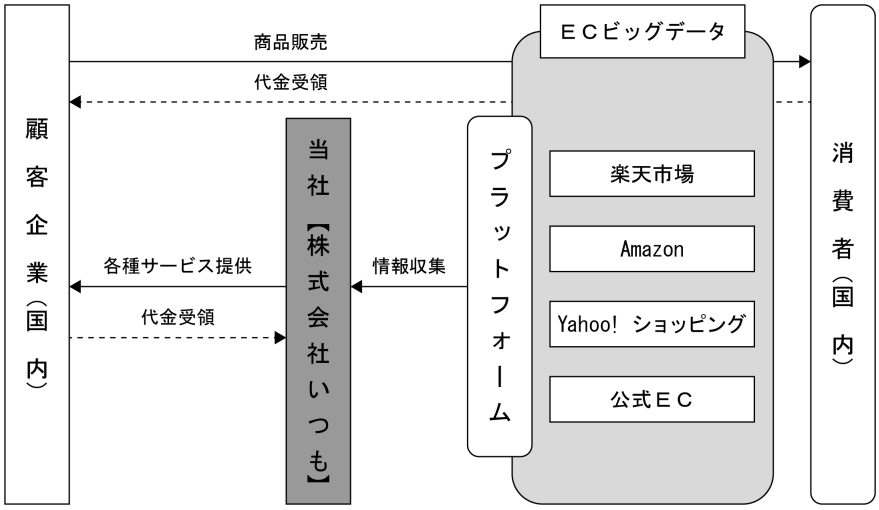

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

（1）提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
166（31）	30.6	2.6	4,210

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。また、従業員数には執行役員４名を含んでおりません。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は、ECワンプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（2）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）経営方針・経営戦略

当社は、ブランドメーカーのECビジネスへの参入障壁を解消し、主要ECプラットフォームから自社ECサイトまでECビジネスを総合支援する様々なサービスを展開しております。

EC市場規模自体は毎年拡大してきておりますが、当該EC市場規模の拡大においては、Amazon・楽天市場・Yahoo!ショッピングなど主要ECプラットフォームの市場規模の拡大が寄与しています。主要ECプラットフォームの市場規模は、年々増加傾向にあり、富士経済「ECプラットフォームとの共存を模索するメーカーの通販チャネル戦略2019」によれば、2014年には市場全体の51.1％であったECプラットフォーム市場の割合は、2019年においては67.7％を占めるまでに成長しており、今後も成長が見込まれております。一方で、自社ECサイトのみでEC事業展開しているブランドメーカーもまだ多数存在します。また、ECプラットフォームに出店しているケースでも、ECビジネス売上構成比に占めるECプラットフォーム売上の割合は、自社ECサイトより低くEC市場規模の成長を反映した売上結果となっていないことが、特に大手メーカー企業には多い傾向です。

これらの背景から、今後は多数のブランドメーカーが、主要ECプラットフォームでのECビジネス展開に注力することが予測されており、複数ECプラットフォームに対応してサービス提供している当社にとっては、一層のビジネス機会と捉えています。

また、今後も拡大すると見込まれるEC市場と、コロナ禍を体験した大手・中小メーカー企業にとって、EC事業の成否は事業戦略上より重要な取り組みと位置づけられる背景から、新規参入及び一層の強化へ向けた多額の投資をしていくことが予想され、今後の当社にとって拡大余地が大いにあると捉えています。

① ECマーケットプレイスサービス

＜成長戦略＞

a） 取扱いブランドの増加

複数のブランドを有する取引先の満足度向上により、契約ブランドを増やしてまいりました。引き続き取引先の満足度を高めるとともに、ブランドメーカー向け営業体制を拡充することにより、現在ECマーケットプレイスサービスで取引のあるブランドメーカーの、別ブランド契約、別プラットフォームへの出店支援を推進していくとともに、新規取引先のブランドメーカーとの契約を増やしてまいります。

b） 新しいサービスプランの提供

現在のECマーケットプレイスサービスは商品を仕入れて販売しておりますが、ブランドメーカーから仕入れを行わずに売上連動の報酬体系によりEC事業を代行するサービスを提供するなど、新しいサービスプランの提供を通じてブランドメーカーのEC支援を推進してまいります。

ｃ） 越境ECサービスの拡大

現在、販売支援を開始している中国・ロシア・ASEANでの大手提携先ECプラットフォームとの関係性を強化し、今後はヨーロッパ・アメリカ・中東などの世界10カ国以上で販売できるグローバルな越境EC支援体制を早期に構築してまいります。また、海外へ早く、低コストで商品を届けるため、物流も強化してまいります。

② ECマーケティングサービス

＜成長戦略＞

a） 平均単価の向上

一取引先に対する複数サービスの提供により、平均単価の向上を図ってまいります。当期よりカスタマーサクセス部門を新設しており、今後も人員を増員して既存取引先に対する満足度を高め、複数サービスの契約率向上を図ってまいります。

b) 大手企業向けの高単価サービスの提供

大手企業向けに、ECコンサルティングとマーケティング・クリエイティブを統合し、専任ディレクターを配置し手厚いサポートを提供することで高単価なサービスの提供を増加させてまいります。また、大手企業に対して新サービスであるECビッグデータの販売を強化してまいります。

（2）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、売上高の成長を重要な指標とした経営を行なっております。ECマーケットプレイスサービスにおいては、売上高を重要な指標としております。ECマーケティングサービスにおいては、安定的な収益であるストック売上高を重要な指標としております。ストック売上高は、マーケティングサービスにおける売上高のうち、継続契約を締結している取引先に係る売上高を指しております。当該ストック売上高には、月額の固定課金に加え、従量課金による売上高が含まれております。

ECマーケティングサービス売上高に占めるストック売上高比率は、2020年３月期は86.4％、2021年３月期第２四半期累計期間は87.6％となっており、安定的な収益源となっております。

（3）経営環境

近年、インターネット、スマートフォンが普及したことにより、人々の購買活動は、リアル店舗からECへのシフトが進んでおります。2020年7月に経済産業省が発表した「令和元年度電子商取引に関する市場調査」によれば、2018年に6.22％であったBtoC-EC（消費者向け電子商取引）のEC化率は2019年には6.76％と増加傾向にあり、商取引の電子化が進展しております。また、EC化率の向上に伴い、国内のBtoC-EC市場規模は2019年には前年比7.7％増の19.4兆円に達しております。野村総合研究所が発表した「ITナビゲーター2020年版」によると、2025年には27.8兆円まで拡大するなど、引き続きEC市場の規模は拡大していく見通しが示されております。

一方で、2014年度国内BtoC向けEC市場における物販系分野では、富士経済が公表した「ECプラットフォームとの共存を模索するメーカーの通販チャネル戦略」によると、2014年ECプラットフォーム市場3.1兆円、自社EC市場3.0兆円とほぼ同等の市場規模でしたが、2015年を境に、その後の物販系EC市場規模の成長は、ECプラットフォーム市場が牽引しています。ECプラットフォーム市場は、2015年3.6兆円から2019年6.7兆円と、5年間で185.1％の成長に対して、自社EC市場は、102.7％とほぼ横ばいとなっております。このことから、今後もECプラットフォーム市場がEC市場の拡大を牽引していくと考えられます。この反面、消費者庁が公表した「デジタル・プラットフォーム利用者の意識・行動調査2020（詳細版）」によると、2018年度の大手企業のECビジネス売上構成比は、ECプラットフォーム8.8％、自社ECサイト91.2％と自社ECサイト中心のビジネス展開となっており、EC市場のトレンドを反映した売上結果となっていません。また、消費者庁がまとめたデジタル・プラットフォーム利用者の意識・行動調査によると、ある商品を買いたいとき、自社ECサイトとECプラットフォームにおいて同じ売主が同じ価格で販売している場合、回答者の76.6％は「ECプラットフォームで買い物をする」という結果となっています。

これらの背景から、今後は多数のブランドメーカーが、主要ECプラットフォームでのECビジネス展開に注力することが予測され、電通が公表した「物販系ECプラットフォーム広告費調査」によると、大手企業を中心に積極的な広告事業展開が確認されています。2018年に1,123億円（前年比120.6％）に達し、2019年には前年比128.3％の1,441億円にまで成長する見通しにあり、今後の当社にとって拡大余地が大いにあると捉えています。

また、日本国内におけるEC市場が成長する中、世界的には、ブランドメーカーが直接消費者に販売するD2Cの流れが加速しており、小売業者、ブランドメーカーは従来リアルなプラットフォームに投じていた投資などをD2Cへシフトしていくことが見込まれます。ブランドメーカーが中間流通を介さず、消費者との直接接点を拡大し、消費者とのつながりを強化し、消費者データの活用を進め、ブランド体験を向上させることが、今後日本においても重要なテーマになると考えています。また、現在一部のブランドメーカーでは既にD2Cを展開していますが、その場合であっても自社ECサイトでのみECビジネスを展開しているブランドメーカーが多く、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングなどのECプラットフォームへの出店は進んでおりません。そこで当社では、祖業であるECビジネスにおけるコンサルティングサービスやクリエイティブ支援サービスに加え、上記ブランドメーカーのD2Cを支援し、デジタル上での競争力向上を支援するサービスを提供しております。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

①　提供サービスの強化

当社は、EC運営事業者に対して、事業戦略立案からショップの構築・運営、そして物流・配送までをワンストップで提供する「ECワンプラットフォーム構想」の実現を目指しております。ワンストップで支援することにより独自に積み上げてきたノウハウを、EC運営事業者への新規サービス提供を増やすだけでなく、サービスの契約継続にも活用してまいります。また、ビッグデータ解析技術の向上により従来では可視化できなかったECプラットフォーム上での各メーカーの市場シェアや広告出稿などのデータの活用を行い、当社サービスの更なる質の向上を図ってまいります。

②　優秀な人材の獲得及び育成

当社のサービス提供には、優秀な人材確保が必要不可欠であります。当社はAmazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング、自社ECサイトや海外モールなど様々なプラットフォーム向けのサービスを提供しております。そのため、EC運営に関する知識や経験のある人材の採用を推進するだけでなく、従前より未経験者を採用し育成に努めておりますが、社内研修やOJTを通じて当社のノウハウを短期間で身につけることができる育成体制の強化に取り組んでおります。

③　内部管理体制の強化

当社は、現在成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、管理部門業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、関連法令に関する研修や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

④　グローバル展開

当社は現在、ロシア、東南アジア向けに越境EC支援業務を実施しております。日本で培ったECマーケティング、運用、物流のノウハウを土台として、日系メーカー企業のグローバル展開をサポートし、当社自身もグローバル市場での経験を重ねて、各地域にあったサポート体制の拡充を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性のあると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）当社の事業環境について

① EC市場について

当社は、ブランドメーカーに向けて、EC事業における様々な支援サービスを提供しております。EC市場については、順調に拡大しておりますが、インターネット及びECは歴史が浅いため、将来性については不透明な部分があります。また、急激な成長による安定性や信頼性が損なわれるような弊害が発生した場合や、法的規制等により、インターネット利用者数やEC市場が順調に成長しない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性の程度は低いと判断しておりますが、経済状況や主要市場の変化により常に起こりうるものとして認識しております。当社では当該リスクへの対応策として、常に市場動向を観察・分析しタイムリーな計画変更を実施してまいります。

② 競合会社について

当社が提供するECマーケティングサービスでは、EC事業における様々な支援サービスがあり、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングをはじめとした各ECプラットフォームにて、マーケティング支援や、マーケティング代行サービスなどのECコンサルティングに大手広告代理店企業、ベンチャー企業など多くの企業が参入し、競合会社が存在しています。

当社の競合優位性を失わせるような競合会社におけるサービス品質の向上や当社より低価格のサービスを持つ企業が出現する等、当社が明確な競争優位戦略を確立できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社では、当該リスクへの対応策として当社がこれまでに築き上げた豊富な経験、実績及び社内ノウハウや教育システムを強みにし、市場ニーズに照らし適切なサービスを提供していくことで、競合要素の排除及び強固なポジションの維持に努めております。

③ 技術革新について

当社が事業を展開するECの根幹となるインターネット環境、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングをはじめとする各ECプラットフォームに関連する技術革新のスピードや消費者ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらの対応が想定通りに進まない場合、当社の提供するサービスが陳腐化し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社では、これらのニーズ変化に対応すべく、さらなる技術者の確保や必要な研修活動を行い、積極的に技術情報の収集及び技術ノウハウの吸収並びにサービス開発への展開に努めてまいります。

（2）当社の事業について

① ECマーケットプレイスサービスについて

ECマーケットプレイスサービスは、当社がAmazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングをはじめとしたECプラットフォーム上で、ブランドメーカーの公式ショップを運営し、ブランドメーカーから商品を仕入れ、一般消費者からの受注対応から物流倉庫での保管・出荷まで一気通貫でサービス提供をしております。当社が出店するECプラットフォームにて運営方針の変更などにより、出店に関する費用が増加した場合やECプラットフォームを利用する消費者が減少する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の取り扱いブランドの人気低下が起こった場合や受託しているブランドとの契約解除があった場合にも、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと判断しております。

② 特定ブランドへの依存について

ECマーケットプレイスサービスにおいては、「SK-Ⅱ」及び「BRAUN シルクエキスパート」ブランドにおける売上高の割合がECマーケットプレイスサービスの売上高の過半数を占める状況にあります。当社としては、取引先の多様化の観点から、新規取引先を開拓することで、取引先の裾野を広げ、その割合の低減に努める方針です。また、「SK-Ⅱ」の仕入先であるP&Gプレステージ合同会社、「BRAUN シルクエキスパート」の仕入先である富士器業株式会社とは共に良好な関係を構築しておりますが、今後消費者の嗜好に変化が生じた場合や、当該ブランドの人気低下が起こった場合、受託しているブランドとの契約解除があった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性の程度は低いと判断しております。

③ ECマーケティングサービスについて

ECマーケティングサービスは、国内の複数のECプラットフォームにおける、マーケティング・コンサルティング、デザイン、サイト運営等の事業における様々な支援サービスを提供しております。このサービスにとって獲得したユーザーの新規契約件数、及び継続率は重要な要素であり、Webセミナー等のマーケティング活動による新規取引先の獲得、ユーザーの利便性の向上、取り扱う情報やサービスの拡充等の施策を通じて、新規契約件数の確保、継続率の維持、向上を図っております。しかしながら何らかの施策の見誤りやトラブル等で、新規契約件数や継続率が想定を大きく下回る事態が続いた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性の程度は低いと判断しております。

④ 物流外注先の活用について

当社の提供するECマーケットプレイスサービスにおける物流サービスは、当社が提携している物流倉庫会社に外注しております。現状では、有力な協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保っておりますが、必要なキャパシティが確保できない場合、物流の運賃上昇があった場合あるいは新たな協力会社が発掘できなかった場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 需要予測に基づく仕入れについて

当社のEC事業において販売する商品の大部分は、需要予測に基づいた仕入を行っております。しかしながら、実際の受注が需要予測を上回った場合には販売機会を失うこととなります。また、実際の受注が需要予測を下回った場合には、当社に過剰在庫が発生しキャッシュ・フローへの影響や商品評価損が発生する可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は、経済状況や主要市場における需要の変化により常に起こりうるものとして認識しております。当社では、市場動向を分析し、過剰在庫が発生しないよう適正在庫のコントロールを行ってまいります。

（3）組織体制について

① 人材の確保・育成について

当社が提供する各サービス分野において、高度な専門知識及び経験を有している優秀な人材の確保及び育成は経営の最重要課題であると考えております。当社では、優秀で意欲に満ちた魅力ある人材を確保できるよう、自由で創造性に満ちた誇りある企業文化の醸成に力を入れております。また、従業員にとって、働きがいのある目標の設定、能力に応じた積極的な権限委譲、さらには、社内人材育成を目的とした研修プログラムの構築による社内育成体制の強化も進めております。しかしながら、今後、取引先の需要に対して、当社が必要とする人材が必要なだけ

必要な時期に確保・育成できなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② システムトラブルについて

当社が提供しているサービスは、インターネット通信網に依存しております。したがって、想定を超えたアクセスの増加によるシステム障害、自然災害や事故によりコンピューターシステムが停止し、またはインターネット回線の接続が不能となった場合、サービスの提供が困難となります。当社では、そのような事態を想定し、ほぼ全てのサーバーを外部のデータセンターへ設置するとともに、オフィスの選定に関してもシステム保守・保全の点を重視するなどバックアップ及び可及的速やかな復旧が可能な体制を構築しております。しかしながら、自然災害等の既述の予測不能な様々な要因により、システムトラブルが発生し、安定的なサービス提供を行うことができない事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の人物への依存について

当社の創業者である代表取締役社長坂本守、取締役副社長望月智之は、経営方針や経営戦略等、当社の事業活動において重要な役割を果たしており、当人に対する当社の依存度は高くなっております。当社においては、当人に過度な依存をしない経営体制を構築すべく、担当役員等に権限委譲を進めておりますが、何らかの理由で当人の業務遂行が困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）関連法的規制について

① 法的規制について

当社事業は、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「下請代金支払遅延等防止法」、「個人情報保護に関する法律」等による法的規制を受けております。

当社では、当該規制に対して、遵守体制の整備・強化、社員教育、顧問弁護士との定期的な情報交換等の対応を行っておりますが、今後、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされ、当社の事業が制約を受ける可能性があり、そのような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、越境ECを対象とする法的規制が整備されていない国が多くあります。当社では、海外のプラットフォームとの契約時には、顧問弁護士と連携の上、現地の主要法令の調査を実施した上で締結する方針ですが、新たな規制や法令等の制定、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期については、各国の法改正等によりに翌期においても相当にあるものと認識しております。当社では、当該リスクの対策として、法的規則に対応できる体制強化を図り、法的規則の変更等の外部要因に起因するリスクについても関連法令の改正等の動向をモニタリングすることで、顕在化のリスクを早期把握に努めております。

② 個人情報管理及び機密情報の管理について

当社はサービス提供にあたり、消費者、サービス利用会員等の個人情報及び多数の取引先に関する機密情報を取得しております。当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク、並びに一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターよりISMSの認証を取得して情報資産の保護に注力するとともに、重要な情報の機密性・完全性・可用性の確保を図っております。しかしながら、今後何らかの理由により個人情報や機密情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、第三者の知的財産権を侵害しない体制の構築に努めております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や、第三者の知的財産権侵害が発覚した場合等においては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと判断しております。

（５）その他

① M&A及び資本業務提携等のリスク

当社は、持続的な成長のため、M&Aや資本業務提携等を行うことがあります。これらの実施にあたっては、事前に対象企業の財務内容や契約内容等審査を十分に行い、各種リスクの低減に努める方針です。しかしながら、これらの調査後の事業環境の変化等により、当初想定していた成果が得られない場合や、資本業務提携等を解消・変更する場合、のれんや持分法で会計処理されている投資の減損損失が発生する場合には、当社の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は、当該M&Aが実施される時期及びM&A実施後の事業展開に起因することから、合理的な予測は困難であると認識しております。当社では当該リスクに対し、継続的な業績のモニタリングを行っており、減損損失が発生する前に対策を講じるように努めております。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、役職員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後においても同様の目的でストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は393,200株であり、発行済株式総数4,600,000株の8.5%に相当しております。

③ 配当政策について

当社の利益配分につきましては、将来の事業の展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。しかしながら当社は、成長過程にあることから、内部留保の充実を優先し、創業以来無配としてまいりました。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針でありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

④ 資金使途についてのリスク

当社が上場時に調達した資金の使途については、ECビジネスパートナーの拡大に向けた仕入資金や業容拡大に対応する採用費及び人件費、システム投資にかかる設備投資資金や、借入金の返済資金に充当する計画であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあり、このような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 自然災害について

地震、台風、津波、長時間の停電、火災、疫病の蔓延、その他の予期せぬ災害またはテロ、戦争等の紛争が発生した場合、当社の事業の運営または継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社では、複数サーバーやバックアップ体制等、事業継続のために必要な体制をとっておりますが、リスクの発現による人的、物的損害が甚大な場合は当社の事業継続そのものが困難となる可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は、常にあるものと認識しております。当社では当該リスクが顕在化した緊急事態の際には、代表取締役社長を責任者とし、発生原因、緊急措置、被害、経過等の状況を可能な限り迅速かつ詳細に把握した上で、対応方針を協議し決定するなど、大規模災害や感染症蔓延への対応を図ることとしております。

⑥ 新型コロナウイルス感染拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、拡散脅威や外出禁止令による経済の停滞や、国内消費量が減退する可能性があります。そのような環境の中でも、当社が属するEC業界では、在宅での消費活動や在宅勤務によるいわゆる「巣ごもり消費」が活況となることで継続的な需要が期待できるものと考えております。

当社では、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、消費者や取引先、社員の安全を第一に考え、在宅勤務（テレワーク）の原則化、海外出張の禁止等の感染予防に努めておりますが、商品の仕入先、外注先の物流倉庫、物流などのサプライチェーンに影響が生じた場合や、当社の従業員に影響が生じた場合、当社の事業活動が遅延または中断する可能性があり、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　決算期変更について

当社は、2018年12月３日開催の臨時株主総会決議において、事業繁忙期と決算業務の重複を回避することを目的として、決算期末日を12月31日から３月31日に変更しました。この変更により、第12期は2018年１月１日から2019年３月31日までの15か月間の変則決算となり、第13期との適切な比較対照が困難となっております。

そこで、当社は、投資情報として期間比較可能性を担保するための補足的情報を提供することを目的に、「みなし要約損益計算書（未監査）」を以下のとおり、開示しております。

「みなし要約損益計算書（未監査）」は、第12期の15か月決算の内、2018年４月１日から2019年３月31日までの12か月間の損益計算書を作成したものであります。なお、「みなし要約損益計算書（未監査）」は法定の財務諸表ではないため、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査や、その他いかなる監査も受けていないことにご留意ください。

「みなし要約損益計算書（未監査）」の数値を基に、第13期の主要な経営成績の比較を掲げると、以下のとおりとなります。

	みなし要約損益計算書 （未監査） （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	第13期損益計算書 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	みなし要約損益計算書 期間比
売上高（千円）	3,740,209	5,261,614	140.7%
売上原価（千円）	2,747,086	3,798,551	138.3%
売上総利益（千円）	993,122	1,463,062	147.3%
販売費及び一般管理費（千円）	942,850	1,293,059	137.1%
営業利益（千円）	50,271	170,003	338.2%
経常利益（千円）	60,346	198,165	328.4%

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、当社はECワンプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

（1）経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第13期事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、改元効果や消費増税前の駆け込み需要の押上げもあり、上期は底堅い動きとなりました。しかし、10月以降は駆け込み需要の反動があったことに加え、年度末にかけて新型コロナウイルスの感染が全世界に拡大したことで、世界経済に深刻な打撃を与え、景気は急速に悪化しました。

このような状況の中、当社は、EC運営事業者の事業戦略立案からショップの構築・運営、そして物流・配送までをワンストップで支援する「ECワンプラットフォーム構想」を掲げ、EC運営事業者のニーズに対しソリューションを提供してまいりました。ECマーケットプレイスサービスにおきましては、当社が取扱いを行っている各ブランドにおいて、ECプラットフォームでのイベント開催や、広告戦略等の取り組みにより新規客の獲得を着実に伸ばしてまいりました。ECマーケティングサービスにおいては、平均単価の上昇等の理由に伴い、継続契約に伴うストック売上が堅調に推移し、ストック売上高は1,191,132千円（ストック売上高の割合は86.4%）となり、より安定的な収益が計上できるようになっております。取引先へのアンケート調査の精度を向上させることにより、継続契約の解約率をさげるよう引き続き努めてまいります。

また、越境ECにおいては、ロシア郵便との共同事業として、ロシア向け越境ECサイト、東南アジア向け越境EC「Shopee」など、海外ECプラットフォームと業務連携をすすめてまいりました。

これらの結果、ECマーケットプレイスサービスの売上高は3,883,077千円、ECマーケティングサービスの売上高は1,378,537千円となり、当事業年度の売上高は5,261,614千円、営業利益は170,003千円、経常利益は198,165千円となり、当期純利益143,910千円となりました。なお、当社は、2019年３月期に決算日を12月31日から３月31日に変更しており、2019年３月期は比較対象期間が異なることから前年比較情報については記載しておりません。

第14期第２四半期累計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

当第２四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、厳しい状況が続きました。景気の先行きについては、経済活動の再開により一部で持ち直しの動きがみられるものの、拡大傾向にある国外の新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響や、米中間の通商問題への懸念、米国大統領選挙の動向など、依然として不透明な状況にありますが、当社が属するEC市場においては、新型コロナウイルスの感染リスク防止の観点から、外出自粛や在宅勤務により自宅からオンラインでのショッピングを行う消費者が増加しており、いわゆる「巣ごもり消費」が発生し、EC化率が上昇する形となっております。

このような状況のもと、当社は、ブランドメーカーとのパートナーシップに基づき、当社がEC上で消費者に直接販売するECマーケットプレイスサービスにおいては、実店舗の休業等に伴い、広告費投下により新規客の獲得施策や、大量出荷に備えて、在庫不足を防ぐために先行仕入の実施、また、６月末で終了したキャッシュレス還元の終了に伴う駆け込み需要等により、当初計画を大きく上回り、売上高は大幅に増加しました。

また、EC業務全般を支援しているECマーケティングサービスにおいては、新型コロナウイルスの影響もあり、取引先におけるEC戦略がより重要になってくると予想されます。取引先の個別課題・ニーズにあわせたECコンサルティングの支援により、契約継続による売上高は堅調に推移しております。ECマーケティングサービスにおけるストック売上高は696,530千円（ストック売上高の割合は87.6%）となり、前事業年度末と比較しても、堅調に推移しており、安定的な収益を計上しております。

これらの結果、ECマーケットプレイスサービスの売上高は3,762,376千円、ECマーケティングサービスの売上高は794,853千円となり、当第２四半期の売上高は4,557,230千円、営業利益332,480千円、経常利益358,989千円、四半期純利益251,092千円となりました。なお、当社は、第13期第２四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年比較情報については記載しておりません。

② 財政状態の状況

第13期事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当事業年度末の総資産は2,260,370千円（前事業年度末比632,846千円増加）、負債は2,084,017千円（前事業年度末比488,936千円増加）、純資産は176,352千円（前事業年度末比143,910千円増加）となりました。主な増減要因は、次のとおりであります。

(流動資産)

当事業年度末日における流動資産の残高は1,917,646千円（前事業年度末比595,398千円増加）となりました。 主な内訳は、長期借入金等の資金調達により現金及び預金が536,793千円、売上の増加により売掛金が40,780千円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末日における固定資産の残高は342,723千円（前事業年度末比37,448千円増加）となりました。主な内訳は、人員増加によるノートPC等の取得により工具、器具及び備品が3,747千円増加し、繰延税金資産が28,853千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末日における流動負債の残高は1,134,044千円（前事業年度末比190,360千円増加）となりました。主な内訳は、売上高増加に伴う運転資金を長期借入金で新規調達したこと等により、１年内返済予定長期借入金が47,899千円、広告費の増加に伴う未払金が87,962千円、利益増加に伴う未払法人税等が30,767千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末日における固定負債の残高は949,972千円（前事業年度末比298,576千円増加）となりました。主な内訳は、売上高増加に伴う運転資金を長期借入金で新規調達したこと等により、長期借入金が299,291千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末日における純資産の残高は176,352千円（前事業年度末比143,910千円増加）となりました。主な内訳は、当期純利益の計上により利益剰余金が143,910千円増加したことによるものです。

第14期第２四半期累計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

(資産)

当第２四半期会計期間末における流動資産は2,375,595千円（前事業年度末比457,949千円増加）となりました。これは主に、現金及び預金が190,414千円およびECマーケットプレイスサービスの10月のセールに向けて、先行で仕入をしたことによる商品156,501千円の増加、ECマーケットプレイスサービスの売上増加による売掛金が99,154千円増加したことによるものであります。固定資産は351,349千円（前事業年度末比8,625千円増加）となりました。

この結果、総資産は2,726,945千円（前事業年度末比466,574千円増加）となりました。

(負債)

当第２四半期会計期間末における流動負債は1,482,894千円（前事業年度末比348,849千円増加）となりました。これは主に、仕入増に伴い買掛金が318,068千円増加したことによるものであります。固定負債は816,605千円（前事業年度末比133,366千円減少）となりました。これは主に、長期借入金が133,188千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は2,299,500千円（前事業年度末比215,482千円増加）となりました。

(純資産)

当第２四半期会計期間末における純資産合計は427,444千円（前事業年度末比251,092千円増加）となりました。これは主に、四半期純利益の計上により、利益剰余金が251,092千円増加したことによるものであります。

③　キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は、営業活動の結果獲得した資金が234,814千円、投資活動の結果使用した資金が50,661千円、財務活動の結果獲得した資金が346,140千円であったこと等により、前事業年度に比べ530,292千円増加し、1,011,703千円となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。なお、当社は、2019年３月期に決算日を12月31日から３月31日に変更しており、2019年３月期は比較対象期間が異なることから前年比較情報については記載しておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は234,814千円となりました。主な要因は、法人税等の支払額52,347千円、売上債権の増加39,676千円があったものの、税引前当期純利益198,165千円の計上、未払金の増加85,352千円及び減価償却費41,757千円の計上があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、50,661千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出が13,601千円、無形固定資産の取得による支出25,473千円があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、346,140千円となりました。これは、長期借入れによる収入600,000千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出252,810千円により資金が減少したことによるものであります。

第14期第２四半期累計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

当第２四半期累計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は、営業活動の結果獲得した資金が344,940千円、投資活動の結果支出した資金が14,173千円、財務活動の結果支出した資金が143,352千円となり、前事業年度末から187,414千円増加し、1,199,117千円となりました。当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、当社は、第13期第２四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年比較情報については記載しておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は344,940千円となりました。主な要因は、たな卸資産の増加160,297千円、未払金の減少98,554千円、売上債権の増加99,154千円があったものの、税引前四半期純利益383,342千円の計上、仕入債務の増加318,068千円があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、14,173千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得8,749千円及び無形固定資産の取得が2,800千円あったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、143,352千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出143,352千円により資金が減少したことによるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

当社はECワンプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、サービス別に記載しております。

ａ．生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b．仕入実績

第13期事業年度及び第14期第２四半期累計期間における仕入実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分の名称	第13期事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		第14期第２四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）
ECマーケットプレイスサービス	1,939,772	―	2,246,107
ECマーケティングサービス	―	―	―
合計	1,939,772	―	2,246,107

（注）１．金額は、仕入価格によっております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３．第12期事業年度が15か月決算であるため、前年同期比については記載しておりません。

４．第14期第２四半期累計期間において、仕入実績に著しい変動がありました。これは、主に新型コロナウイルスの影響により、外出自粛や在宅勤務による「巣ごもり消費」が発生したことによるECマーケットプレイスサービスの売上増加のためとなります。

c．受注実績

当社では一部個別の受託案件がありますが、受注実績に重要性がないため、記載を省略しております。

d．販売実績

第13期事業年度及び第14期第２四半期累計期間における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分の名称	第13期事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		第14期第２四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）
ECマーケットプレイスサービス	3,883,077	―	3,762,376
ECマーケティングサービス	1,378,537	―	794,853
合計	5,261,614	―	4,557,230

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．主な相手先別販売実績及び当該販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

３．第12期事業年度が15か月決算であるため、前年同期比については記載しておりません。

４．第14期第２四半期累計期間において、販売実績に著しい変動がありました。これは、主に新型コロナウイルスの影響により、外出自粛や在宅勤務による「巣ごもり消費」が発生したためとなります。

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積を必要としております。これらの見積については、過去の実績等を勘案して合理的に見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積とは異なる場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、当社においてテレワーク体制を整備し、新型コロナウイルス感染症の拡大前と変わらぬ生産性を実現していることから、当期の財務諸表の金額に関わる見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の重要な影響はありません。

当事業年度における当社の財務諸表の作成に係る重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　財務諸表等(1) 財務諸表　注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

また、当社の財務諸表作成にあたり、特に重要と判断している会計上の見積りは以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産の計上にあたっては、回収可能性を考慮して、繰延税金資産総額から評価性引当額を減額して算定しております。繰延税金資産の回収可能性については、近年の業績推移や当社を取り巻く状況を勘案し、将来の課税所得を合理的に見積り、判断しておりますが、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性が変動することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

② 財政状態の分析

財政状態の分析に関する情報については、「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりです。

③ 経営成績の分析

第13期事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当事業年度の経営成績は、売上高5,261,614千円、営業利益170,003千円、経常利益198,165千円、当期純利益143,910千円となりました。

なお、当社は、2019年３月期は決算日を12月31日から３月31日に変更しており、2018年１月１日から2019年３月31日までの15ヶ月決算となるため、前期比較情報については記載しておりません。

(売上高)

ECマーケットプレイスサービスについては、ECサイト内のWeb広告を強化した結果、エンドユーザーの商品購入数が増加しており、売上高3,883,077千円となりました。ECマーケティングサービスについては、従来からおこなっております取引先へのアンケート調査の精度を向上させることにより、解約率をさげるよう努めており、売上高1,378,537千円となりました。当事業年度の売上高は5,261,614千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

ECマーケットプレイスサービスの売上高増加に伴いブランドメーカーからの仕入金額も増加しており、売上原価金額は増加しております。しかし、ECマーケティングサービスの社内業務効率化を図ったことにより、1件当たりの人件費が減少しており、1件当たりの粗利率が増加したため、全社的な売上総利益率が27.8％（前期売上総利益率27.0％）となり、売上総利益については、1,463,062千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

事業拡大に伴い、広告宣伝費の増加や採用関係費用及び人件費の増加等により、販売費及び一般管理費については1,293,059千円となり、その結果、営業利益は、170,003千円となりました。

(営業外収益、経常利益)

補助金収入14,815千円を含む営業外収益が36,448千円となった一方で、支払利息等の営業外費用が8,286千円となりました。その結果、経常利益は198,165千円となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別損益は発生しておらず、当期純利益は143,910千円となりました。

第14期第２四半期累計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)

当第２四半期累計期間の経営成績は、売上高4,557,230千円、営業利益332,480千円、経常利益358,989千円、四半期純利益251,092千円となりました。

なお、当社は、第13期第２四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年比較情報については記載しておりません。

(売上高)

ECマーケットプレイスサービスについては、コロナの影響による巣ごもり消費、実店舗の休業等に伴い、広告費投下により新規客の獲得施策や、６月末で終了したキャッシュレス還元の終了に伴う駆け込み需要等により、売上高3,762,376千円となりました。ECマーケティングサービスについては、取引先の個別課題・ニーズにあわせたEC戦略の実行支援をしていくことを重要視したことにより、売上高794,853千円となりました。当第２四半期累計期間の売上高は4,557,230千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

ECマーケットプレイスサービスの売上高増加に伴いブランドメーカーからの仕入金額も増加しており、売上原価金額は増加しております。当第２四半期累計期間のECマーケットプレイスサービスにおける売上総利益率は13.6％であり、ECマーケティングサービスにおける売上総利益率は67.4％であります。ECマーケットプレイスサービスの売上割合が大きく増加したことにより、売上総利益率の高いECマーケティングサービスの売上の割合が減少し、全社的な売上総利益率は23.0％となり、売上総利益は、1,047,479千円となりました。

なお、上記サービス別の売上総利益率については、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けておりません。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

ECマーケットプレイスサービスの売上増加に伴う代金決済代行サービスへの手数料増加と、事業拡大に伴う人件費の増加等により、販売費及び一般管理費については714,999千円となり、その結果、営業利益は332,480千円となりました。

(営業外収益、経常利益)

助成金収入3,168千円、補助金収入24,904千円を含む営業外収益が29,662千円となった一方で、支払利息の計上により営業外費用が3,153千円となりました。その結果、経常利益は358,989千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

特別利益として保険返戻金による収入24,353千円を計上しており、四半期純利益は、251,092千円となりました。

④　キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析に関する情報については、「３ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

⑤　資本の財源及び資金の流動性

当社の事業活動における主な運転資金需要は、ブランドメーカーからの仕入資金、人材獲得のための採用費及び人件費等に伴う運転資金等であります。

当社は、これらの資金需要に機動的に対応するため、内部留保を蓄積すること、並びに金融機関からの借入及び増資により十分な流動性を確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第13期事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

当事業年度において実施した設備投資等の総額は46,766千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入と、社内環境整備による社内システム導入のためとなります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第14期第２四半期累計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

当第２四半期累計期間において実施した設備投資等の総額は8,523千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入と、社内環境整備による社内ソフトウエアの改修のためとなります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

2020年３月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数（名）
		建物	工具、器具及び備品	ソフトウエア	ソフトウエア仮勘定	合計	
本社（東京都千代田区）	本社設備	32,544	33,081	66,815	25,676	158,117	147 (35)

（注）１．現在、休止中の設備はありません。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．上記の他、本社及び地方事務所の建物を賃借しており、年間賃借料は75,195千円であります。
４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。また従業員数には、執行役員５名を含んでおりません。

３ 【設備の新設、除却等の計画】(2020年10月31日現在)

（１）重要な設備の新設等

（単位：千円）

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定月		完成後の増加能力
		総額	既支払額		着手	完了	
本社（東京都千代田区）	ソフトウエア（VPN導入）	10,000	－	自己資金	2021年１月	2021年１月	セキュリティ強化
本社（東京都千代田区）	ソフトウエア（ITインフラ強化）	50,000	－	増資資金及び自己資金	2021年４月	2022年１月	能力強化
本社（東京都千代田区）	ソフトウエア（ITインフラ強化）	50,000	－	増資資金	2022年４月	2023年１月	ソフトウエア更新
データセンター（東京都千代田区）	ソフトウエア（サーバー）	50,000	－	増資資金	2022年10月	2023年１月	BCP対策

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,400,000
計	18,400,000

（注）１．2019年７月16日開催の取締役会決議により、2019年８月９日付で、当社普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させました。分割後の発行可能株式総数は、9,990,000株増加し、10,000,000株となっております。

２．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で当社普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させ、分割後の発行可能株式総数は、8,400,000株増加し、18,400,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,600,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は、100株であります。
計	4,600,000	―	―

（注）１．2019年７月16日開催の取締役会決議により、2019年８月９日付で、当社普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、229,770株増加し、230,000株となっております。

２．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で、当社普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、4,370,000株増加し、4,600,000株となっております。

３．2020年９月３日開催の臨時株主総会決議により、2020年９月３日付で定款の変更を行い、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

(第１回新株予約権)

2019年９月24日臨時株主総会決議

決議年月日	2019年９月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　1 当社監査役　　2 当社執行役員　5 当社従業員　　110（注）１.
新株予約権の数（個）　※	12,260 ［11,750］（注）２.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　12,260［235,000］（注）２．６.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	805［41］（注）３．６.
新株予約権の行使期間　※	2021年9月25日　～　2029年９月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　805［41］（注）６. 資本組入額　403［21］（注）６.
新株予約権の行使の条件　※	（注）４.
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５.

※　最近事業年度の末日(2020年３月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．付与対象者の退職による権利の喪失と、付与対象者の取締役の就任、及び監査等委員会設置会社へ移行したことにより、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社監査等委員である取締役２名、執行役員４名、当社従業員100名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株であり、提出日の前月末現在は20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

４．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、監査役または従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、2021年９月25日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

④新株予約権者は③の行使の条件に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち１個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。

記

権利行使可能日（以下、同日を含む。）から１年を経過する日（同日を含まない。）までは50％

権利行使可能日から１年を経過する日（以下同日を含む。）から権利行使可能日から２年を経過する日（同日を含まない。）までは80％

権利行使可能日から３年を経過する日（同日を含む。）以降100％

⑤①～④以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ⅰ合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ⅱ吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

ⅲ新設分割

新設分割により設立する株式会社

ⅳ株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

ⅴ株式移転

株式移転により設立する株式会社

６．当社は、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（第２回新株予約権）
2019年９月24日臨時株主総会決議

決議年月日	2019年９月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者　２(注)１.
新株予約権の数（個）　※	240　[120]（注)２.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　240［2,400］(注)２．６.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	805［41］(注)３．６.
新株予約権の行使期間　※	2021年9月25日　～　2029年９月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　805［41］(注)６. 資本組入額　403［21］(注)６.
新株予約権の行使の条件　※	(注)４.
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)５.

※　最近事業年度の末日(2020年３月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)１．付与対象者の契約終了による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者１名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株であり、提出日の前月末現在は20株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新株発行前１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

４．新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割当てを受けた社外協力者（以下、「新株予約権者」という。）は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として顧問契約または業務委託契約の関係を継続していることを要するものとする。
②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、2021年９月25日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
④新株予約権者は③の行使の条件に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち１個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。

記

権利行使可能日（以下、同日を含む。）から１年を経過する日（同日を含まない。）までは50%
権利行使可能日から1年を経過する日（以下同日を含む。）から権利行使可能日から２年を経過する日（同日を含まない。）までは80%
権利行使可能日から３年を経過する日（同日を含む。）以降100%

⑤①～④以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ⅰ合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ⅱ吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

ⅲ新設分割

新設分割により設立する株式会社

ⅳ株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

ⅴ株式移転

株式移転により設立する株式会社

６．当社は、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（第３回新株予約権）

2019年９月24日臨時株主総会決議及び2020年４月１日臨時株主総会決議

決議年月日	2020年４月１日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　２ 当社監査役　　３ 当社執行役員　５ 当社従業員　　145(注)１.
新株予約権の数（個）　※	7,960［7,790］(注)２.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　7,960［155,800］(注)２．６.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	805［41］(注)３．６.
新株予約権の行使期間　※	2022年４月２日　～　2030年４月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　805［41］(注)６. 資本組入額　403［21］(注)６.
新株予約権の行使の条件	(注)４.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)５.

※　発行決議日（2020年４月１日）における内容を記載しています。発行決議日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については発行決議日における内容から変更はありません。

（注）１．付与対象者の退職による権利の喪失と、付与対象者の取締役の就任、及び監査等委員会設置会社へ移行したことにより、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役３名、当社監査等委員である取締役３名、執行役員４名、当社従業員142名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株であり、提出日の前月末現在は20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{新株発行前1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

４．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、監査役または従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、2022年４月２日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

④新株予約権者は③の行使の条件に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち１個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。

記

権利行使可能日（以下、同日を含む。）から１年を経過する日（同日を含まない。）までは50％

権利行使可能日から１年を経過する日（以下同日を含む。）から権利行使可能日から２年を経過する日（同日を含まない。）までは80％

権利行使可能日から３年を経過する日（同日を含む。）以降100％

⑤①～④以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ⅰ合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ⅱ吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

ⅲ新設分割

新設分割により設立する株式会社

ⅳ株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

ⅴ株式移転

株式移転により設立する株式会社

６．当社は、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2017年12月20日（注）１．	30	230	1,500	11,500	―	―
2019年8月9日（注）２．	229,770	230,000	―	11,500	―	―
2020年9月4日（注）３．	4,370,000	4,600,000	―	11,500	―	―

（注） １．有償第三者割当
発行価格　　50,000円
資本組入額　50,000円
割当先　望月智之
２．株式分割（１：1,000）によるものであります。
３．株式分割（１：20）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	2	―	―	2	4	―
所有株式数（単元）	―	―	―	36,000	―	―	10,000	46,000	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	78.26	―	―	21.74	100.0	―

（注） １．2019年７月16日開催の取締役会決議により、2019年８月９日付で、当社普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、229,770株増加し、230,000株となっております。
２．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で、当社普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。分割後の発行済株式総数は、4,370,000株増加し、4,600,000株となっております。
３．2020年９月３日開催の臨時株主総会決議により、2020年９月３日付で定款の変更を行い、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,600,000	46,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	4,600,000	―	―
総株主の議決権	―	46,000	―

(注) 1．2019年７月16日開催の取締役会決議により、2019年８月９日付で、当社普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。分割後の発行済株式総数は、229,770株増加し、230,000株となっております。

2．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で、当社普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行いました。分割後の発行済株式総数は、4,370,000株増加し、4,600,000株となっております。

3．2020年９月３日開催の臨時株主総会決議により、2020年９月３日付で定款の変更を行い、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切に配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定でありますが、将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業が刻々と変化するEC業界において企業価値の持続的な増大を図るには、意思決定の迅速化と経営の透明性を高めていく必要があると考えております。そのために、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底、執行役員制度の充実など、コーポレート・ガバナンスの充実・向上を経営上の重要な課題として位置付けております。

②　企業統治体制の概要及び当該企業統治体制を採用する理由

当社は、取締役会・取締役の監査・管理監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じての中長期での価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。監査等委員でない取締役５名及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）３名の計８名で構成する取締役会と、監査等委員３名（うち、社外取締役３名）で構成する監査等委員会が、経営者たる業務執行取締役の業務執行を監査・監督する二重のチェック体制をとっております。

取締役会が的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、監査等委員会は取締役会の意思決定及び業務執行の適法性及び妥当性の監査を行い、取締役会においては適宜適切に意見を述べ、またその議決権を行使することで、経営管理の充実を図り、その実効性を高める体制としております。

各機関の具体的な内容は、下記のとおりであります。

ａ．取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役８名（うち社外取締役でかつ監査等委員３名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月１回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会においては、経営における機動性と効率性及び透明性を重視し、経営方針等の重要事項を審議の上、決定するとともに業務執行を監督する機能を有しております。

取締役会の構成員は、坂本守（代表取締役）、望月智之（副社長取締役）、関豊（取締役）、杉浦通之（取締役）、五十棲剛史（社外取締役）、有本康隆（常勤監査等委員）、佐藤義幸（監査等委員）、上山亨（監査等委員）となり、議長は、代表取締役である坂本が務めております。

ｂ．監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員１名及び非常勤の監査等委員２名で構成（監査等委員３名全員が社外取締役）されており、定例監査等委員会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会の構成員は、有本康隆（常勤監査等委員）、佐藤義幸（監査等委員）、上山亨（監査等委員）となり、委員長は、常勤監査等委員である有本が務めております。

常勤の監査等委員１名は、リスク・コンプライアンス委員会及びその他の社内の重要な会議に出席し、監査等委員でない取締役、重要な使用人等からの執行状況の聴取、重要な決裁文書や財務諸表等の閲覧等をとおして必要に応じて実査を行い、当社グループの業務の執行に係る情報を効率的に入手し、監査等委員会でこれらの情報を共有し、検討・協議することで、モニタリングを基調とする社外取締役である監査等委員による監査・監督の結果とあわせて、監査等委員会における経営の適法性及び妥当性の監査に資する体制としております。

また、監査等委員のそれぞれが、取締役会における経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備に関する決定、及び会社の業務執行の決定等に対し、その適法性及び妥当性に関する監査等委員会による検討・協議をとおして監査意見を形成し、取締役会においてその議決権を行使する等により、監査・監督責任を履行しております。

ｃ．執行役員制度・経営会議

当社は、執行役員制度を導入して業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。常勤役員と執行役員などで構成される経営会議を月１回開催し、事業運営上の重要事項を審議するほか、執行結果を報告して全社横断的な情報の共有に取り組んでおります。

ｄ．内部監査

当社は、独立した内部監査室を設置しておらず、代表取締役の命を受けた内部監査責任者１名及び内部監査担当者２名（うち１名は専任担当者）により、監査計画に基づいて１年で全部署を監査する内部監査を実施しております。当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。

ｅ．会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。当社は、会計監査人による会計監査の実効性を確保するため、年４回の頻度で、監査等委員、内部監査担当者及び監査法人からなる三様監査ミーティングを開催し、それぞれの立場で監査の状況を報告し、また意見交換等を行っております。

ｆ．リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理及びコンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、代表取締役社長を委員長として、常勤役員等を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は四半期に１回の定期開催し、事業活動に関連する潜在的なリスクの把握と予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定や再発防止策の立案、並びにそれらの取締役会への上程や承認された方針・対策等の推進を主な役割としております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。

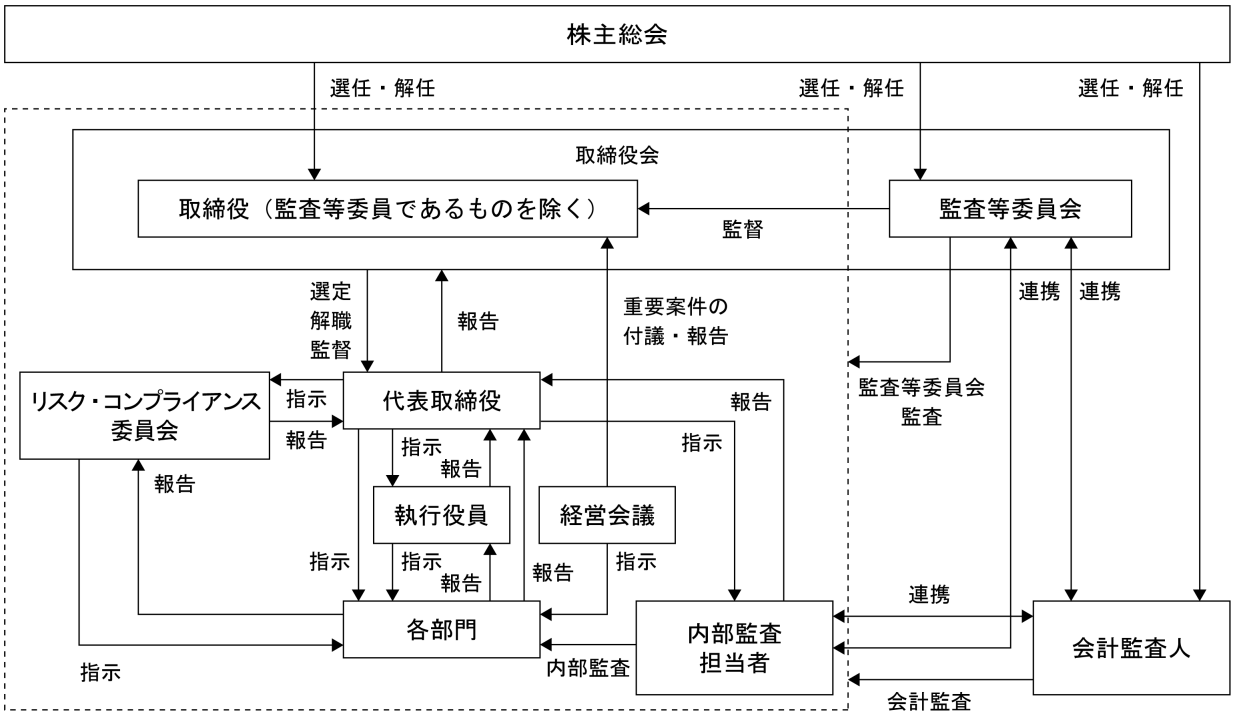

③　企業統治に関するその他の事項

ａ．内部統制システムの整備の状況

当社は、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス体制の整備・充実に取組んでおります。

［内部統制システムの整備に関する基本方針］

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する事項について、以下のとおり現体制を確認の上、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを基本方針とする。

ⅰ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「行動規範」、並びに重要な社内方針・規則を、社内の情報ネットワークを通じて当社の取締役と使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っています。

また、当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持している。その運営状況については、取締役または使用人が定期的に監査等委員会及びコンプライアンス担当部署へ報告している。当社のコンプライアンス担当部署は、上記の活動に加え、コンプライアンスを確保する体制を活用し、以下の仕組みによる当会社のコンプライアンス体制の維持などを通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

ａ）「決裁権限規程表」で定める権限を超えた権限行使の抑止、内部統制手続きの維持向上活動とモニタリング

ｂ）不正行為に関する役員への報告の義務化

ｃ）コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についてのコンプライアンス担当部署による監督の仕組み

ⅱ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査等委員会は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

ⅲ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。管理本部管掌役員は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

ⅳ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を毎月１回原則として全取締役及び全監査等委員出席のもとに開催し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行う。年次事業計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において目標達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保する。

ⅴ）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項

監査等委員会がその職務執行を補佐する使用人を求めた場合は、これを設置できることとしている。この者は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を行うこととしている。

また、監査等委員会がその職務執行を補佐する使用人を求めた場合、取締役と監査等委員会が協議の上、当会社の使用人から選任する。またこの者の業績評価は監査等委員会がこれを行う。なお、この者は監査等委員会の監督に服し、当会社の業務の執行にかかわる役職を兼務しない。

vi）取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、以下に定めることにつき定期的に監査等委員会に報告する。報告担当者は、監査等委員に対し、重要な会議体への出席を要請し、当該会議体の議事録配信や決裁書類の開示等を行う。また、監査等委員会の求めに応じて必要な情報提供、説明を行う。

・当会社の内部統制に関わる部署（内部監査、経理・財務、コンプライアンスその他）の活動報告概要
・重要な会計方針・会計基準及びその変更（変更前に報告）
・経理、財務関連資料
・内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
・会計監査人の、当会社を担当する監査パートナーの交代

取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

上記報告事項に加え、当社の社長及び経理・財務を担当する責任者は、以下の事項を監査等委員会へ報告する。また、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

a）当社の財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告に係る内部統制の設計及び運用における重要な不備若しくは欠陥。

b）重大であるか否かを問わず、当社の財務報告に係る内部統制において重要な役割を果たすマネジメント若しくは従業員による不正行為。

vii）監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会その職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかにこれに応じることとする。

viii）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
・監査等委員会は、当社の内部統制システムの有効性について、内部監査を担当するものと連携を図る。
・監査等委員会は、会計監査人を監視するとともに、会計監査人の監査計画、報酬、及び会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通を行っている。
・監査等委員会の職務の執行において必要な場合、監査等委員会は当社の内部監査を担当するもの、その他の部署に所属する使用人と協力してこれを行うことができる。
・監査関連に必要な費用は要請に基づき支払う。

ix）反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としている。上記基本方針のもと、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、有事の際の対応を定めている。

x）財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用している。

ｂ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務遂行に係るリスクを的確に認識及び評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、リスク・コンプライアンス委員会を通じて、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理の充実を図っております。なお、内部監査を担当するものによる定期的な業務監査により、法令及び定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を未然に防止するものとしております。

ｃ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ｄ．取締役の定数

当社の取締役は、監査等委員を除く取締役を10名以内、監査等委員を５名以内とする旨を定款に定めております。

ｅ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

ｆ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(取締役の責任免除)

当社は、取締役（監査等委員を含む）が職務にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(自己株式の取得)

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(剰余金の配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等に係る会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

また、剰余金の配当の基準日について、期末配当は毎年３月31日、中間配当は毎年９月30日、その他は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

ｇ．株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性8名　女性－名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	坂本　守	1970年10月7日	1993年４月 1996年４月 1999年５月 2007年２月	株式会社コムソン社入社 フジプレアム株式会社入社 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 当社設立代表取締役社長(現任)	(注)４.	3,000,000 (注)８.
取締役 副社長 ビジネス本部長	望月　智之	1977年１月26日	1999年４月 2007年２月 2017年３月 2020年４月	株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 当社設立取締役副社長 ワークトピア株式会社取締役 当社取締役副社長ビジネス本部長（現任）	(注)４.	1,600,000 (注)９.
取締役 アカウント本部長	関　豊	1963年２月11日	1987年２月 2008年７月 2011年４月 2014年４月 2014年11月 2017年12月 2018年４月 2018年７月 2019年８月 2019年11月 2020年４月	株式会社アルペン入社 株式会社味とこころ（現七福醸造株式会社）入社 株式会社味とこころ（現七福醸造株式会社）特命室室長 当社入社 当社ソリューション事業部部長 当社ソリューション事業部兼コーポレートサポート部部長 当社コーポレートサポート部部長 当社管理部長 当社執行役員管理部管掌 当社取締役管理部管掌 当社取締役アカウント本部長（現任）	(注)４.	―
取締役CFO 管理本部長	杉浦　通之	1980年10月28日	2003年４月 2006年12月 2010年７月 2012年９月 2015年８月 2016年２月 2016年10月 2018年４月 2018年７月 2020年３月 2020年４月 2020年９月	株式会社日野会計入社 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 公認会計士登録 東海金属工業株式会社監査役（現任） freee株式会社入社 税理士登録 株式会社プレイド入社 株式会社プレイド執行役員 税理士法人ときわ会計設立代表社員（現任） 当社入社　執行役員 当社執行役員CFO管理本部長 当社取締役CFO管理本部長（現任）	(注)５.	―

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	五十棲　剛史	1963年11月23日	1987年４月 1990年１月 1994年５月 2003年３月 2007年３月 2010年３月 2014年７月 2016年１月 2018年３月 2018年４月 2018年５月 2018年７月 2018年９月 2019年４月 2020年４月	株式会社西武百貨店（株式会社そごう・西武）入社 株式会社日本エル・シー・エー入社 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）執行役員 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役執行役員 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役常務執行役員 株式会社船井総合研究所取締役常務執行役員 株式会社船井総研ホールディングス取締役常務執行役員 株式会社iOffice設立代表取締役(現任) 株式会社シンカ取締役(現任) 株式会社DATAKIT取締役(現任) 株式会社ONPA JAPAN取締役(現任) 株式会社タクセル(現Marketing-Robotics株式会社)取締役(現任) 当社取締役(現任) BaseLayer株式会社取締役 リネシス株式会社取締役 株式会社デジタルシフト取締役副社長（現任） booost technologies株式会社取締役（現任）	(注)４.	―
取締役 監査等委員	有本　康隆	1959年６月30日	1982年４月 1991年12月 2001年４月 2013年６月 2015年９月 2019年７月 2020年６月	株式会社片山化学工業研究所入社 ソニー長崎株式会社(現ソニーセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社)入社 ソニー株式会社入社 ソニービジネスソリューション株式会社常勤監査役 ソニー株式会社監査室マネージャー ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社監査役 ソニーセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社監査役 ソニーＬＳＩデザイン株式会社監査役 ソニーエナジー・デバイス株式会社監査役 ソニーストレージメディアソリューションズ株式会社監査役 ソニーストレージメディアマニュファクチャリング株式会社監査役 ソニーオプティアーク株式会社監査役 当社常勤監査役就任 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注)６.	―

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 監査等委員	佐藤　義幸	1964年５月31日	1994年４月 1997年３月 2000年７月 2003年１月 2005年１月 2017年５月 2018年７月 2020年６月	弁護士登録 協和綜合法律事務所勤務 寺本法律事務所パートナー 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 ニューヨーク州弁護士資格取得 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー TMI総合法律事務所パートナー(現任) 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注)６.	―
取締役 監査等委員	上山　亨	1977年10月11日	2000年４月 2017年８月 2017年11月 2019年６月 2019年12月 2020年２月 2020年６月	野村證券株式会社入社 カケルパートナーズ合同会社設立代表社員(現任) HEROZ株式会社取締役(監査等委員)(現任) ビープラッツ株式会社社外取締役(現任) 株式会社クラウドワークス社外取締役(現任) 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注)６.	―
計						4,600,000

（注）１．2020年６月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。

２．取締役　五十棲剛史は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）有本康隆、佐藤義幸及び上山亨は、社外取締役であります。

４．取締役の任期は、2020年６月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

５．取締役の任期は、2020年９月３日開催の臨時株主総会終結の時から選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

６．取締役（監査等委員）の任期は、2020年６月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

７．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員は４名で、ビジネス本部デジタルソリューショングループグループマネージャー高木修、ビジネス本部フルフィルメントグループグループマネージャー本多正史、ビジネス本部ＨＲ・採用支援グループグループマネージャー義家聖太郎、アカウント本部マーケティング・研修グループグループマネージャー立川哲夫で構成されております。

８．代表取締役社長坂本守の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社つづくが所有する株式数を含んでおります。

９．取締役副社長望月智之の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社望月智之事務所が所有する株式数を含んでおります。

10．監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長　有本康隆　　委員　佐藤義幸　　委員　上山亨

②社外役員の状況

当社の社外取締役は４名であり、うち３名が監査等委員であります。

社外取締役である五十棲剛史は、会社経営に対する知見が深く、取締役としての経験も豊富であることから、経営全般に対する助言を期待できるものと判断し選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権250個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である有本康隆は、長年にわたる内部監査及び監査役の経験を有しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を、当社における監査に活かせるものと判断し選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権250個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である佐藤義幸は、TMI総合法律事務所の弁護士として長年企業法務に携わってお

り、そこで得られた豊富な知識と経験を、当社における監査に活かせるものと判断し選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権250個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である上山亨は、長年にわたる証券会社での豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有していることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権250個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針について、特段の定めはありませんが、独立性については株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い社外取締役を選任しております。そのため、経営の独立性を確保していると認識しております。

③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相連携並びに内部統制部門の関係

内部監査は、内部監査責任者及び内部監査担当者が担当し、業務活動の運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員とも密接な連携を取っており、監査等委員は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっています。

監査等委員は、監査等委員会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査等委員を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査等委員３名は、適正な監視を行うため定期的に監査等委員会を開催し、打合せを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携を取っております。

また、内部監査担当者、監査等委員会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社は2020年６月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）で構成され、原則、毎月１回監査等委員会を開催しております。監査等委員会は取締役会への出席のほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門に対する往査等により監査等委員でない取締役の監査を行っております。監査方針及び監査計画については監査等委員会にて協議決定しており、業務執行取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査しております。

なお、監査等委員である社外取締役　上山亨は、出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、財務・会計面における専門的な知識と高い見識を有しております。

また、常勤監査等委員である社外取締役 有本康隆は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会などへ出席し情報収集に積極的に努めるとともに、関係部署から報告を求め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。このほか、監査等委員会は社長及び副社長と重要な経営課題やコンプライアンスに係る意見交換及び情報共有の会議を毎月１回開催しております。

監査等委員会設置会社移行前である最近事業年度における、監査役連絡会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏　名	出席回数／開催回数
常勤監査役（社外）	有本　康隆	９／９
監査役（社外）	佐藤　義幸	９／９
監査役（社外）	上山　亨	１／１

（注）開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

監査等委員会設置会社移行前の第14期事業年度における、監査役連絡会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏　名	出席回数／開催回数
常勤監査役（社外）	有本　康隆	３／３
監査役（社外）	佐藤　義幸	３／３
監査役（社外）	上山　亨	３／３

監査等委員会設置会社移行後の第14期事業年度における、監査等委員会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

（2020年10月31日現在）

役職名	氏　名	出席回数／開催回数
常勤監査等委員である取締役	有本　康隆	５／５
監査等委員である取締役	佐藤　義幸	５／５
監査等委員である取締役	上山　亨	５／５

②内部監査の状況

当社は独立した内部監査室は設けておらず、代表取締役に任命された内部監査責任者（兼任者１名）及び内部監査担当者（専任者１名、兼任者１名の計２名）の３名が内部監査規程に基づき、当社の業務全般の監査を実施し、業務運営の適正性を確保しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。内部監査担当者は事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査結果については代表取締役と被監査部門及び監査等委員会に定期的に報告しております。加えて、各部署への改善後のフォローアップ等も

併せて実施しております。

また、内部監査、監査等委員及び会計監査人は、相互に連携して、四半期ごとに三者間で会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ｂ．継続監査期間

３年間

ｃ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員　柳下　敏男

指定有限責任社員・業務執行社員　西村　大司

ｄ．監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士　13名

その他　　33名

ｅ．監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の専門性、独立性や監査費用の合理性などを総合的に勘案して判断することとしており、当該方針に基づき適任であると判断したため、当該監査法人を選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ｆ．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人について、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しており、いずれも問題がないことを確認しております。

④監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,800	―	18,800	―

ｂ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

ｃ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ｄ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査等委員会の同意を得たうえで、監査報酬を決定しております。

ｅ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社監査等委員会が会社法第399条第１項及び第３項の同意をした理由は、会計監査人から説明を受けた当会計年度の監査体制、監査日数等の監査計画の内容及び監査報酬額について、前会計年度の監査内容や監査遂行状況の実績及び前会計年度からの変化事項等を勘案し、監査報酬の見積もり根拠を確認・検討した結果、妥当と判断し同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度内において決定しており、その算定方法の決定に関する方針は定めておりません。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役会から授権された代表取締役社長が適正な報酬額を決定しております。社外役員であり監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	81,350	81,350	―	―	3
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	―	―	―	―	―
社外役員	12,875	12,875	―	―	4

（注）当社は、2020年６月26日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的の投資株式とし、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当事業年度末時点で保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりませんが、

当該株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性と保有することによる関連収益及び便益を検証し、その検証結果を踏まえて保有の可否を判断する方針としております。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

（１）当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、前事業年度（2018年１月１日から2019年３月31日まで）及び当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

（２）当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、第２四半期会計期間（2020年７月１日から2020年９月30日まで）及び第２四半期累計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

（１）「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

（２）「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへ参加することにより、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

５．決算期変更について

2018年12月３日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算日を12月31日から３月31日に変更いたしました。

したがって、前事業年度は2018年１月１日から2019年３月31日までの15か月間となっております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年３月31日)	当事業年度 (2020年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	540,411	1,077,204
受取手形	1,104	－
売掛金	383,450	424,231
商品	336,766	328,461
仕掛品	9,205	6,214
貯蔵品	4,376	4,411
前渡金	5,796	－
前払費用	28,243	32,863
その他	14,693	45,958
貸倒引当金	△1,800	△1,700
流動資産合計	1,322,247	1,917,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	32,811	32,544
工具、器具及び備品（純額）	29,334	33,081
有形固定資産合計	※1 62,146	※1 65,626
無形固定資産		
ソフトウエア	75,905	66,815
ソフトウエア仮勘定	15,056	25,676
無形固定資産合計	90,962	92,491
投資その他の資産		
出資金	110	－
破産更生債権等	－	485
長期前払費用	4,166	2,759
繰延税金資産	33,766	62,620
敷金及び保証金	89,989	89,057
その他	24,134	30,168
貸倒引当金	－	△485
投資その他の資産合計	152,167	184,606
固定資産合計	305,275	342,723
資産合計	1,627,523	2,260,370

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	376,954	395,536
1年内返済予定の長期借入金	231,977	279,876
未払金	67,640	155,603
未払費用	87,560	87,069
未払法人税等	27,013	57,781
前受金	68,240	70,752
前受収益	375	－
預り金	10,561	5,608
賞与引当金	58,527	46,749
その他	14,833	35,066
流動負債合計	943,684	1,134,044
固定負債		
長期借入金	650,175	949,466
その他	1,221	506
固定負債合計	651,396	949,972
負債合計	1,595,081	2,084,017
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,500	11,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	20,942	164,852
利益剰余金合計	20,942	164,852
株主資本合計	32,442	176,352
純資産合計	32,442	176,352
負債純資産合計	1,627,523	2,260,370

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （2020年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,267,619
売掛金	523,385
商品	484,962
仕掛品	9,492
貯蔵品	4,930
その他	88,704
貸倒引当金	△3,500
流動資産合計	2,375,595
固定資産	
有形固定資産	62,712
無形固定資産	81,634
投資その他の資産	
その他	207,488
貸倒引当金	△485
投資その他の資産合計	207,002
固定資産合計	351,349
資産合計	2,726,945
負債の部	
流動負債	
買掛金	713,605
1年内返済予定の長期借入金	269,712
未払法人税等	185,840
賞与引当金	49,653
その他	264,083
流動負債合計	1,482,894
固定負債	
長期借入金	816,278
その他	327
固定負債合計	816,605
負債合計	2,299,500
純資産の部	
株主資本	
資本金	11,500
利益剰余金	415,944
株主資本合計	427,444
純資産合計	427,444
負債純資産合計	2,726,945

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年１月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
売上高	4,404,052	5,261,614
売上原価	※1 3,216,038	※1 3,798,551
売上総利益	1,188,014	1,463,062
販売費及び一般管理費	※2 1,119,850	※2 1,293,059
営業利益	68,163	170,003
営業外収益		
受取利息	10	10
受取配当金	2	2
助成金収入	17,460	12,960
補助金収入	―	14,815
保険返戻金	7,342	―
受取遅延損害金	―	6,000
その他	874	2,660
営業外収益合計	25,689	36,448
営業外費用		
支払利息	7,717	6,462
支払手数料	3,761	1,050
リース解約損	1,544	―
その他	152	774
営業外費用合計	13,175	8,286
経常利益	80,677	198,165
特別損失		
固定資産除却損	※3 3,967	―
特別損失合計	3,967	―
税引前当期純利益	76,709	198,165
法人税、住民税及び事業税	40,793	83,108
法人税等調整額	△33,766	△28,853
法人税等合計	7,027	54,254
当期純利益	69,682	143,910

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日） 金額（千円）		構成比 （％）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日） 金額（千円）		構成比 （％）
Ⅰ　商品売上原価							
期首商品たな卸高		123,788			336,766		
当期商品仕入高		1,596,998			1,939,772		
計		1,720,786			2,276,538		
期末商品たな卸高		336,766	1,384,020	42.8	328,461	1,948,076	51.3
Ⅱ　労務費			370,682	11.5		364,938	9.6
Ⅲ　経費	※１		1,477,498	45.7		1,484,312	39.1
当期製造費用			3,232,201	100.0		3,797,327	100.0
期首仕掛品たな卸高			1,436			9,205	
期末仕掛品たな卸高			9,205			6,214	
他勘定振替高	※２		8,393			1,766	
売上原価			3,216,038			3,798,551	

（注）※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
外注費（千円）	1,477,478	1,482,647

※２　他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
ソフトウエア（千円）	8,393	1,766
計	8,393	1,766

（原価計算の方法）
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第２四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
売上高	4,557,230
売上原価	3,509,750
売上総利益	1,047,479
販売費及び一般管理費	※　714,999
営業利益	332,480
営業外収益	
受取利息	10
助成金収入	3,168
補助金収入	24,904
その他	1,579
営業外収益合計	29,662
営業外費用	
支払利息	3,153
営業外費用合計	3,153
経常利益	358,989
特別利益	
保険返戻金	24,353
特別利益合計	24,353
税引前四半期純利益	383,342
法人税、住民税及び事業税	185,841
法人税等調整額	△53,590
法人税等合計	132,250
四半期純利益	251,092

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	11,500	△48,740	△48,740	△37,240	△37,240
当期変動額					
当期純利益	－	69,682	69,682	69,682	69,682
当期変動額合計	－	69,682	69,682	69,682	69,682
当期末残高	11,500	20,942	20,942	32,442	32,442

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	11,500	20,942	20,942	32,442	32,442
当期変動額					
当期純利益	－	143,910	143,910	143,910	143,910
当期変動額合計	－	143,910	143,910	143,910	143,910
当期末残高	11,500	164,852	164,852	176,352	176,352

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年１月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	76,709	198,165
減価償却費	34,103	41,757
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,600	385
支払利息	7,717	6,462
受取利息及び受取配当金	△13	△12
為替差損益（△は益）	－	7
支払手数料	3,761	1,050
リース解約損	1,544	－
保険返戻金	△7,342	－
助成金収入	△17,460	△12,960
補助金収入	－	△14,815
受取遅延損害金	－	△6,000
固定資産除却損	3,967	－
売上債権の増減額（△は増加）	△74,234	△39,676
たな卸資産の増減額（△は増加）	△225,123	11,259
仕入債務の増減額（△は減少）	145,837	18,582
前払費用の増減額（△は増加）	△8,383	△3,021
未払金の増減額（△は減少）	46,294	85,352
未払費用の増減額（△は減少）	△7,072	△631
前受金の増減額（△は減少）	34,467	2,512
預け金の増減額（△は増加）	△11,543	△12,127
賞与引当金の増減額（△は減少）	29,167	△11,777
未払消費税等の増減額（△は減少）	14,833	19,936
その他	△4,448	△24,561
小計	40,183	259,887
利息及び配当金の受取額	10	12
利息の支払額	△7,745	△6,513
保険返戻金の受取額	7,342	－
助成金の受取額	17,460	12,960
補助金の受取額	－	14,815
遅延損害金の受取額	－	6,000
法人税等の支払額	△24,494	△52,347
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,756	234,814
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△73,800	△63,000
定期預金の払戻による収入	33,400	56,500
有形固定資産の取得による支出	△77,184	△13,601
無形固定資産の取得による支出	△42,233	△25,473
敷金及び保証金の差入による支出	△48,095	△483
敷金及び保証金の回収による収入	16,187	1,321
その他	△5,543	△5,923
投資活動によるキャッシュ・フロー	△197,269	△50,661

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	643,498	600,000
長期借入金の返済による支出	△455,388	△252,810
その他	△3,457	△1,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	184,652	346,140
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	20,139	530,292
現金及び現金同等物の期首残高	461,271	481,410
現金及び現金同等物の期末残高	※　481,410	※　1,011,703

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	383,342
減価償却費	22,294
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,903
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,800
支払利息	3,153
受取利息及び受取配当金	△10
保険返戻金	△24,353
補助金収入	△24,904
助成金収入	△3,168
売上債権の増減額（△は増加）	△99,154
たな卸資産の増減額（△は増加）	△160,297
仕入債務の増減額（△は減少）	318,068
未払金の増減額（△は減少）	△98,554
その他	9,210
小計	330,331
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△3,403
保険返戻金の受取額	56,533
助成金の受取額	1,440
補助金の受取額	17,804
法人税等の支払額	△57,776
営業活動によるキャッシュ・フロー	344,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△56,000
定期預金の払戻による収入	53,000
有形固定資産の取得による支出	△8,749
無形固定資産の取得による支出	△2,800
その他	376
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△143,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	△143,352
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	187,414
現金及び現金同等物の期首残高	1,011,703
現金及び現金同等物の四半期末残高	※　1,199,117

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（１）商品

総平均法

（２）仕掛品

個別法

（３）貯蔵品

総平均法

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～50年
工具、器具及び備品	３～10年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（１）商品

総平均法

（２）仕掛品

個別法

（３）貯蔵品

総平均法

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～50年
工具、器具及び備品	３～10年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自　2018年１月１日　至　2019年３月31日）

「収益認識に関する会計基準」等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．「収益認識に関する会計基準」等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当財務諸表の作成時において評価中であります。

２．会計上の見積りの開示に関する会計基準

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第１号「財務諸表の表示」（以下「IAS第１号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第１号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

（２）適用予定日

2021年３月期の年度末から適用します。

（表示方法の変更）

前事業年度（自　2018年１月１日　至　2019年３月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、2019年４月１日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」31,050千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」33,766千円に含めて表示しております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」31,050千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」33,766千円に含めて表示しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	9,779千円	25,490千円

（損益計算書関係）

※１　期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
175千円	827千円

※２　販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
広告宣伝費	63,917千円	158,142千円
減価償却費	34,103　〃	41,757　〃
貸倒引当金繰入額	△2,600　〃	757　〃
賞与引当金繰入額	37,182　〃	21,693　〃
給料及び手当	291,425　〃	258,171　〃
業務委託費	83,907　〃	138,465　〃
支払手数料	75,986　〃	177,647　〃
おおよその割合		
販売費	5.8%	13.1%
一般管理費	94.2%	86.9%

※３　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
建物	3,967千円	－

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2018年１月１日　至　2019年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	230	―	―	230

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	230	229,770	―	230,000

（注）普通株式の株式数の増加229,770株は、2019年８月９日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
現金及び預金	540,411千円	1,077,204千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△59,000　〃	△65,501　〃
現金及び現金同等物	481,410千円	1,011,703千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　2018年１月１日　至　2019年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達をしております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に不動産賃貸借契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用・未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。また、当社は、外貨建債権及び債務を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	540,411	540,411	―
(2) 受取手形	1,104	1,104	―
(3) 売掛金	383,450		
貸倒引当金　(※１)	△378		
	383,072	383,072	―
資産計	924,588	924,588	―
(1) 買掛金	376,954	376,954	―
(2) 未払金	67,640	67,640	―
(3) 未払費用	87,560	87,560	―
(4) 未払法人税等	27,013	27,013	―
(5) 長期借入金　(※２)	882,152	881,617	△534
負債計	1,441,321	1,440,787	△534

※１　売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
※２　１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）受取手形、（３）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払費用、（４）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期借入金

時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2019年３月31日
敷金及び保証金	89,989

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注３)金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	540,411	―	―	―
受取手形	1,104	―	―	―
売掛金	383,450	―	―	―
合計	924,966	―	―	―

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	231,977	194,172	167,796	125,965	74,022	88,220
合計	231,977	194,172	167,796	125,965	74,022	88,220

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達をしております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に不動産賃貸借契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用・未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。また、当社は、外貨建債権及び債務を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,077,204	1,077,204	―
(2) 売掛金	424,231	424,231	―
(3) 破産更生債権等	485		
貸倒引当金　(※１)	△485		
	―	―	―
資産計	1,501,436	1,501,436	―
(1) 買掛金	395,536	395,536	―
(2) 未払金	155,603	155,603	―
(3) 未払費用	87,069	87,069	―
(4) 未払法人税等	57,781	57,781	―
(5) 長期借入金　(※２)	1,229,342	1,233,118	3,776
負債計	1,925,333	1,929,109	3,776

※１　破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※２　１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）破産更生債権等

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払費用、（４）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2020年３月31日
敷金及び保証金	89,057

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注３）　金銭債権の決済日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,077,204	―	―	―
売掛金	424,231	―	―	―
合計	1,501,436	―	―	―

（注４） 長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	279,876	253,500	211,669	164,076	137,888	182,333
合計	279,876	253,500	211,669	164,076	137,888	182,333

（有価証券関係）

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションを付与した日時点においては、未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2020年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年９月４日に１株を20株とする株式分割を行っておりますため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

（１）ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社監査役　２名 当社執行役員　４名 当社従業員　110名	社外協力者　２名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　　245,200株	普通株式　　4,800株
付与日	2019年９月24日	2019年９月24日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年９月25日　～　2029年９月24日	2021年９月25日　～　2029年９月24日

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	－	－
付与	245,200	4,800
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	245,200	4,800
権利確定後(株)		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格(円)	41	41
行使時平均株価(円)	－	－
付与日における公正な評価単価(円)	－	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は類似会社比準方式等によっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（1）当事業年度末における本源的価値の合計額	－千円
（2）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

（税効果会計関係）

前事業年度（自　2018年１月１日　至　2019年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	23,281千円
未払事業税	4,125 〃
フリーレント賃借料	6,127 〃
投資有価証券評価損	1,712 〃
その他	510 〃
繰延税金資産小計	35,756千円
評価性引当額（注）	△1,712 〃
繰延税金資産合計	34,044千円
繰延税金負債	
未収事業税	△277〃
繰延税金負債合計	△277〃
繰延税金資産純額	33,766千円

（注）評価性引当額が13,805千円減少しております。この主な内容は、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性において企業の分類を変更した結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異が増加したことによるものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8％
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6％
住民税均等割等	0.7％
税額控除	△9.0％
軽減税率適用による影響	△1.6％
評価性引当額の増減	△18.0％
その他	0.5％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.0％

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用概算計上額	33,509千円
賞与引当金	18,630 〃
未払事業税	6,516 〃
フリーレント賃借料	2,625 〃
投資有価証券評価損	1,712 〃
その他	1,700 〃
繰延税金資産小計	64,694千円
評価性引当額(注)	△1,796 〃
繰延税金資産合計	62,897千円
繰延税金負債	
未収事業税	△277 〃
繰延税金負債合計	△277 〃
繰延税金資産純額	62,620千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.2%
軽減税率適用による影響	△0.5%
税額控除	△7.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.4%

（資産除去債務関係）

前事業年度(2019年３月31日)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する本社事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(2020年３月31日)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する本社事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

当社は、ECワンプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社は、ECワンプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ECマーケットプレイス サービス	ECマーケティング サービス	合計
外部顧客への売上高	2,721,302	1,682,750	4,404,052

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ECマーケットプレイス サービス	ECマーケティング サービス	合計
外部顧客への売上高	3,883,077	1,378,537	5,261,614

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(百万円)
役員	坂本　守	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接13.0間接52.1	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	14,829	―	―

(注)　銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記載しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	7.05円	38.34円
１株当たり当期純利益	15.15円	31.28円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、前事業年度は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当事業年度は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2019年８月９日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。
前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年１月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	69,682	143,910
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,682	143,910
普通株式の期中平均株式数(株)	4,600,000	4,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	―	新株予約権２種類 (新株予約権の数12,500個 250,000株) なお、新株予約権の概要は、「第４提出会社の状況１株式等の状況(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

（重要な後発事象）

前事業年度(自　2018年１月１日　至　2019年３月31日)

当社は、2019年７月16日開催の取締役会決議に基づき、2019年８月９日付をもって株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

（１）株式分割の方法

2019年８月８日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき1,000株の割合をもって分割しております。

（２）株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	230株
株式分割により増加する株式数	229,770株
株式分割後の発行済株式総数	230,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

３．株式分割の効力発生日

2019年８月９日

４．１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

５．定款の一部変更について

（１）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2019年８月９日をもって当社定款第５条に定める発行可能株式総数を変更しております。

（２）定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更部分を示しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第５条　当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

（３）定款変更の日程

効力発生日　2019年８月９日

６．その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

当事業年度(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

（１）2020年４月１日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

2020年４月１日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストックオプションとしての新株予約権を当社の取締役及び従業員に対する報酬等の一部として付与することを決議しました。なお、ストックオプション制度の詳細については、「第４　提出会社の状況　１株式等の状況　（２）新株予約権等の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

（２）多額の資金の借入

当社は、財務基盤のより一層の安定と機動的な資金調達機会の確保を目的として、下記契約のとおり、株式会社みずほ銀行と当座貸越契約を締結いたしました。

当座貸越契約の内容

（１）契約締結先	株式会社みずほ銀行
（２）極度額	100,000千円
（３）契約期間	2020年４月30日～ 2021年４月30日
（４）借入利率	基準金利＋スプレッド
（５）担保の有無	無
（６）その他保証等	無

（３）株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2020年８月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年９月４日付をもって株式分割を行っております。また、2020年９月３日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

１．株式分割、単元株制度の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図るとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

２．株式分割の概要

（１）株式分割の方法

2020年９月３日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき20株の割合をもって分割します。

（２）株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	230,000株
株式分割により増加する株式数	4,370,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	18,400,000株

３．株式分割の効力発生日

2020年９月４日

４．１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

５．単元株制度の採用

2020年９月３日開催の臨時株主総会決議により、2020年９月３日付で定款の一部を変更し、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

6．定款の一部変更について

（1）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2020年９月４日をもって当社定款第５条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

（2）定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更部分を示しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第５条　当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当社の発行可能株式総数は、18,400,000株とする。

（3）定款変更の日程

効力発生日　2020年９月４日

7．その他

（1）資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（2）新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権１株当たりの権利行使価額を、2020年９月４日以降、次のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	805円	41円
第２回新株予約権	805円	41円
第３回新株予約権	805円	41円

【注記事項】

（四半期損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自2020年４月１日 至2020年９月30日）
貸倒引当金繰入額	1,800千円
賞与引当金繰入額	25,522 〃
給料及び手当	177,076 〃
支払手数料	151,265 〃

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目との金額との関係は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
現金及び預金	1,267,619千円
預入期間が３ヵ月を超える定期預金等	△68,501 〃
現金及び現金同等物	1,199,117千円

（セグメント情報等）

当第２四半期累計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

当社は、ECワンプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自2020年４月１日 至2020年９月30日）
(1)　１株当たり四半期純利益	54円59銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	251,092
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	251,092
普通株式の期中平均株式数（株）	4,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第３回新株予約権１種類 （新株予約権の数7,790個 155,800株）

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤【附属明細表】（2020年３月31日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	33,829	897	－	34,726	2,181	1,164	32,544
工具、器具及び備品	38,096	20,638	2,343	56,390	23,309	16,890	33,081
有形固定資産計	71,925	21,535	2,343	91,116	25,490	18,054	65,626
無形固定資産							
ソフトウエア	115,446	14,612	－	130,058	63,243	23,702	66,815
ソフトウエア仮勘定	15,056	10,619	－	25,676	－	－	25,676
無形固定資産計	130,503	25,231	－	155,735	63,243	23,702	92,491
長期前払費用	4,166	723	777	4,112	1,352	1,352	2,759

（注）当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	ノートPC関連	16,149千円
ソフトウエア	社内システム関連	12,612〃

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	231,977	279,876	0.7	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	650,175	949,466	0.6	2021年４月30日～2028年３月31日
合計	882,152	1,229,342	―	―

（注）１．「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	253,500	211,669	164,076	137,888

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金 ※	1,800	2,185	－	1,800	2,185
賞与引当金	58,527	46,749	58,527	－	46,749

※ 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (2020年３月31日現在)

① 流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	89
預金	
普通預金	1,011,613
定期預金	65,501
計	1,077,115
合計	1,077,204

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	21,691
花王株式会社	21,494
BRITA JAPAN株式会社	16,146
株式会社Tika&GROSS	8,623
株式会社VIUS INTERNATIONAL	5,603
その他	350,672
合計	424,231

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
383,450	5,671,107	5,630,326	424,231	92.99	26.06

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品名	金額(千円)
化粧品	275,891
美容器具	27,567
健康・衛生用品	18,553
日用雑貨	6,449
合計	328,461

ニ．仕掛品

品名	金額(千円)
コンサルティング案件	6,214
合計	6,214

ホ．貯蔵品

品名	金額(千円)
梱包資材	3,720
その他	691
合計	4,411

② 流動負債

イ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天株式会社	145,299
P&Gプレステージ合同会社	109,291
富士器業株式会社	48,577
株式会社東王商事	21,994
山九株式会社	13,672
その他	56,700
合計	395,536

ロ．未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社クロスメディア・マーケティング	21,868
JBCC株式会社	17,916
株式会社日経ピーアール	12,430
株式会社INFASパブリケーションズ	8,360
太陽有限責任監査法人	5,610
その他	89,418
合計	155,603

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日及び毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店(注)１
買取手数料	無料（注）２
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://itsumo365.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

・会社法第189条第２項各号に掲げる権利
・会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第１ 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年12月20日	坂本　守	京都府京都市左京区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	株式会社つづく 代表取締役 坂本　守	東京都千代田区有楽町1-12-1	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)(注)４	120	32,391,360 (269,928) (注) ５	資産管理会社への譲渡
2018年12月20日	望月　智之	東京都大田区	特別利害関係者等（当社の取締役副社長、大株主上位10名）	株式会社望月智之事務所 代表取締役 望月　智之	東京都千代田区有楽町1-12-1	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)(注)４	60	1,500,000 (25,000) (注) ５	資産管理会社への譲渡

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下１において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日(2018年４月１日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

（１）当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

（２）当社の大株主上位１０名

（３）当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

（４）金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となっております。

５．移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式、類似業種比準方式により算出した価格及び配当還元方式にて算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

６．2019年７月16日開催の取締役会決議により、2019年８月９日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株式数」及び「価格（単価）」は株式分割前の内容を記載しております。

７．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株式数」及び「価格（単価）」は株式分割前の内容を記載しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年９月24日	2019年９月24日
種類	第１回新株予約権 （ストック・オプション）	第２回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　12,260株	普通株式　240株
発行価格	１株につき805円 （注）４	１株につき805円 （注）４
資本組入額	403円	403円
発行価額の総額	9,869,300円	193,200円
資本組入額の総額	4,934,650円	96,600円
発行方法	2019年9月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2019年9月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２	（注）３

項目	新株予約権③
発行年月日	2020年４月１日
種類	第３回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　7,960株
発行価格	１株につき805円 （注）４
資本組入額	403円
発行価額の総額	6,407,800円
資本組入額の総額	3,203,900円
発行方法	2019年9月24日開催の臨時株主総会及び2020年４月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制（以下、「同施行規則」という。）に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（2）当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
（3）当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年３月31日であります。

2．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3．同取引所の定める同施行規則第257条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下、「割当新株予約権」という）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

4．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	１株につき805円	１株につき805円
行使期間	2021年９月25日から 2029年９月24日まで	2021年９月25日から 2029年９月24日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③
行使時の払込金額	１株につき805円
行使期間	2022年４月２日から 2030年４月１日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

7．新株予約権割当契約締結後の退職により、第１回新株予約権については権利の喪失（従業員10名）、発行数は510株、発行価額の総額は410,550円、資本組入額の総額は205,275円、第２回新株予約権については権利の喪失（社外協力者１名）、発行数は120株、発行価額の総額は96,600円、資本組入額の総額は48,300円、第３回新株予約権については権利の喪失（従業員３名）、発行数は170株、発行価額の総額は136,850円、資本組入額の総額は68,425円となっております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高木　修	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,000	805,000 (805)	当社執行役員
立川　哲夫	長野県小諸市	会社員	800	644,000 (805)	当社執行役員
義家　聖太郎	東京都調布市	会社員	800	644,000 (805)	当社執行役員
関　豊	東京都練馬区	会社員	800	644,000 (805)	当社執行役員
本多　正史	東京都中央区	会社員	800	644,000 (805)	当社執行役員
石綿　誠	神奈川県横須賀市	会社員	400	322,000 (805)	当社従業員
渡邉　麻衣子	東京都新宿区	会社員	350	281,750 (805)	当社従業員
野　成年	東京都板橋区	会社員	350	281,750 (805)	当社従業員
高橋　直樹	東京都練馬区	会社員	350	281,750 (805)	当社従業員
長橋　佑司	千葉県市原市	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
山下　優佑	東京都品川区	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
太田　章仁	埼玉県所沢市	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
加藤　至繁	東京都世田谷区	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
石川　雅人	東京都江東区	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
入山　貫	東京都品川区	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
丸山　晃一	東京都江東区	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
大内　俊博	埼玉県富士見市	会社員	250	201,250 (805)	当社従業員
孫　亮	東京都文京区	会社員	200	161,000 (805)	当社従業員
羽田野　沙綾	東京都文京区	会社員	200	161,000 (805)	当社従業員
女屋　季穂	埼玉県川口市	会社員	200	161,000 (805)	当社従業員
田中　宏樹	神奈川県藤沢市	会社員	190	152,950 (805)	当社従業員
五十棲　剛史	東京都港区	会社役員	150	120,750 (805)	特別利害関係者等 (当社取締役)
高野　祐矢	大阪府交野市	会社員	150	120,750 (805)	当社従業員
小関　里香	東京都中央区	会社員	150	120,750 (805)	当社従業員
佐藤　義幸	東京都港区	会社役員	120	96,600 (805)	特別利害関係者等 (当社監査役)
有本　康隆	東京都調布市	会社役員	120	96,600 (805)	特別利害関係者等 (当社監査役)
鈴木　基信	東京都葛飾区	会社員	120	96,600 (805)	当社従業員
天川　陽介	東京都練馬区	会社員	120	96,600 (805)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
石野　卓	東京都中野区	会社員	120	96,600 (805)	当社従業員
佐々木　春喜	東京都江戸川区	会社員	120	96,600 (805)	当社従業員

(注) 1．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2．関豊は、2019年11月１日付で当社取締役に選任されております。
3．佐藤義幸及び有本康隆は、2020年６月26日付で監査等委員である取締役に選任されております。
4．2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。
5．新株予約権証券の目的である株式の総数が120株未満である当社または当社子会社の従業員（特別利害関係者等を除く）78名（退職等の理由により権利を喪失したものは除く）、その割当株式の総数2,140株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小田　稔	大阪府高石市	会社役員	120	96,600 (805)	当社の業務委託先の代表者

(注) 1．契約終了により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2．2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
杉浦　通之	東京都目黒区	会社員	1,100	885,500 (805)	当社執行役員
関　豊	東京都練馬区	会社役員	500	402,500 (805)	特別利害関係者等 （当社取締役）
立川　哲夫	長野県小諸市	会社員	300	241,500 (805)	当社執行役員
高木　修	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	300	241,500 (805)	当社執行役員
義家　聖太郎	東京都調布市	会社員	300	241,500 (805)	当社執行役員
本多　正史	東京都中央区	会社員	300	241,500 (805)	当社執行役員
上山　亨	東京都世田谷区	会社役員	250	201,250 (805)	特別利害関係者等 （当社監査役）
田中　宏樹	神奈川県藤沢市	会社員	160	128,800 (805)	当社従業員
孫　亮	東京都文京区	会社員	150	120,750 (805)	当社従業員
羽田野　沙綾	東京都文京区	会社員	150	120,750 (805)	当社従業員
石綿　誠	神奈川県横須賀市	会社員	150	120,750 (805)	当社従業員
梅川　陽子	埼玉県春日部市	会社員	150	120,750 (805)	当社従業員
佐藤　義幸	東京都港区	会社役員	130	104,650 (805)	特別利害関係者等 （当社監査役）
有本　康隆	東京都調布市	会社役員	130	104,650 (805)	特別利害関係者等 （当社監査役）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鈴木　雅人	神奈川県川崎市麻生区	会社員	120	96,600 (805)	当社従業員
渡邉　麻衣子	東京都新宿区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
高橋　直樹	東京都練馬区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
長橋　佑司	千葉県市原市	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
山下　優佑	東京都品川区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
太田　章仁	埼玉県所沢市	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
加藤　至繁	東京都世田谷区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
石川　雅人	東京都江東区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
入山　貫	東京都品川区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
丸山　晃一	東京都江東区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
大内　俊博	東京都品川区	会社員	100	80,500 (805)	当社従業員
五十棲　剛史	東京都港区	会社役員	100	80,500 (805)	特別利害関係者等 （当社取締役）

(注) 1．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2．杉浦通之は、2020年９月３日付で当社取締役に選任されております。
3．上山亨、佐藤義幸及び有本康隆は、2020年６月26日付で監査等委員である取締役に選任されております。
4．2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年９月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。
5．新株予約権証券の目的である株式の総数が100株未満である当社または当社子会社の従業員（特別利害関係者等を除く）137名（退職等の理由により権利を喪失したものは除く）、その割当株式の総数3,600株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社つづく（注）１、６	東京都中央区銀座一丁目22番11号 銀座大竹ビジデンス 2F	2,400,000	48.03
株式会社望月智之事務所 （注）１、６	東京都中央区銀座一丁目22番11号 銀座大竹ビジデンス 2F	1,200,000	24.02
坂本　守（注）１、２	京都府京都市左京区	600,000	12.01
望月　智之（注）１、３	東京都大田区	400,000	8.00
高木　修（注）８	神奈川県横浜市神奈川区	26,000 (26,000)	0.52 (0.52)
関　豊（注）４	東京都練馬区	26,000 (26,000)	0.52 (0.52)
立川　哲夫（注）８	長野県小諸市	22,000 (22,000)	0.44 (0.44)
義家　聖太郎（注）８	東京都調布市	22,000 (22,000)	0.44 (0.44)
本多　正史（注）８	東京都中央区	22,000 (22,000)	0.44 (0.44)
杉浦　通之（注）４	東京都目黒区	22,000 (22,000)	0.44 (0.44)
石綿　誠（注）７	神奈川県横須賀市	11,000 (11,000)	0.22 (0.22)
渡邉　麻衣子（注）７	東京都新宿区	9,000 (9,000)	0.18 (0.18)
高橋　直樹（注）７	東京都練馬区	9,000 (9,000)	0.18 (0.18)
野　成年（注）７	東京都板橋区	8,400 (8,400)	0.17 (0.17)
長橋　佑司（注）７	千葉県市原市	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
山下　優佑（注）７	東京都品川区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
太田　章仁（注）７	埼玉県所沢市	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
加藤　至繁（注）７	東京都世田谷区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
石川　雅人（注）７	東京都江東区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
入山　貫（注）７	東京都品川区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
丸山　晃一（注）７	東京都江東区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
大内　俊博（注）７	埼玉県富士見市	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
孫　亮（注）７	東京都文京区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
羽田野　沙綾（注）７	東京都文京区	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
田中　宏樹（注）７	神奈川県藤沢市	7,000 (7,000)	0.14 (0.14)
女屋　季穂（注）７	埼玉県川口市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
五十棲　剛史（注）４	東京都港区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
佐藤　義幸（注）５	東京都港区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有本　康隆（注）５	東京都調布市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
上山　亨（注）５	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
高野　祐矢（注）７	大阪府交野市	4,400 (4,400)	0.09 (0.09)
小関　里香（注）７	東京都中央区	4,400 (4,400)	0.09 (0.09)
鈴木　基信（注）７	東京都葛飾区	3,800 (3,800)	0.08 (0.08)
天川　陽介（注）７	東京都練馬区	3,800 (3,800)	0.08 (0.08)
石野　卓（注）７	東京都中野区	3,800 (3,800)	0.08 (0.08)
佐々木　春喜（注）７	東京都江戸川区	3,800 (3,800)	0.08 (0.08)
梅川　陽子（注）７	埼玉県春日部市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
芳村　緑（注）７	東京都墨田区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
田中館　美帆（注）７	東京都足立区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
小山　貴史（注）７	東京都稲城市	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
宍戸　絵美子（注）７	千葉県流山市	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
鈴木　雅人（注）７	神奈川県川崎市麻生区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
小田　稔（注）９	大阪府高石市	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
吉尾　麗（注）７	東京都小金井市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
石井　千寛（注）７	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
三浦　文香（注）７	埼玉県上尾市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
安食　礼花（注）７	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
中村　亮平（注）７	東京都足立区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
中島　亨（注）７	東京都西東京市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
浜田　佳祐（注）７	埼玉県三郷市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
米山　綾乃（注）７	神奈川県川崎市多摩区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
于　朶（注）７	神奈川県横浜市港北区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
森谷　大貴（注）７	東京都世田谷区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
卓　雨萱（注）７	千葉県松戸市	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
茂木　昇平（注）７	東京都中野区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
比嘉　愛李（注）７	東京都練馬区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
澁谷　真理子（注）７	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
井上　府香（注）７	神奈川県横浜市鶴見区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
木村　凌介（注）７	東京都練馬区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
中野　佑香（注）７	千葉県千葉市美浜区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
鈴木　貴大（注）７	東京都板橋区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
山内　綾子（注）７	千葉県千葉市花見川区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
猿山　麗（注）７	東京都葛飾区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
浅田　智博（注）７	東京都荒川区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
高橋　秀大（注）７	東京都江戸川区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
栗栖　沙弥（注）７	東京都板橋区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
進藤　穂波（注）７	東京都品川区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
黄　葵（注）７	東京都台東区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
所有株式数1,000株の株主１名	―	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
所有株式数600株の株主32名	―	19,200 (19,200)	0.38 (0.38)
所有株式数400株の株主17名	―	6,800 (6,800)	0.14 (0.14)
所有株式数200株の株主39名	―	7,800 (7,800)	0.16 (0.16)
計	―	4,993,200 (393,200)	100.00 (7.87)

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
３．特別利害関係者等（当社の取締役副社長）
４．特別利害関係者等（当社の取締役）
５．特別利害関係者等（当社の監査等委員である取締役）
６．特別利害関係者等（役員等により総株主議決権の過半数が所有されている会社）
７．当社の従業員
８．当社の執行役員
９．当社の業務委託先の代表者
10．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
11．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年11月4日

株式会社いつも

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柳下 敏男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西村 大司

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社いつもの 2018 年１月１日から 2019 年３月 31 日までの第 12 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いつもの 2019 年３月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2020年11月4日

株式会社いつも

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柳下 敏男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西村 大司

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社いつもの 2019 年４月１日から 2020 年３月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いつもの 2020 年３月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月4日

株式会社いつも

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柳下　敏男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西村　大司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社いつもの2020年４月１日から2021年３月31日までの第14期事業年度の第２四半期会計期間（2020年７月１日から2020年９月30日まで）及び第２四半期累計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社いつもの2020年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上